| 令和 2 | 年陸 | 另门町 | 丁議 | 会(| 6 月 | 定 | 例会 | 会会 | 議 | 録 | (| 育 2 | 号) | | |
|------------------|------|---------------|-----|-----|-----|-----|---------|--------------|-----|-------|-------------|----------|----------|-----|------------|
| 招集の場所 | 陸 別 | 町 | 役 | 場 | 議場 | 显 | | | | | | | | | |
| 開閉会日時 | 開議 | 令和 | 2年 | 6月1 | .2日 | 午前 | 前10時 | ŧ005 | 分 | 議 | 長 | 本 | 田 | | 学 |
| 及び宣告 | 閉会 | 令和 | 2年 | 6月1 | .2日 | 午往 | 後3時 | ‡42 <i>5</i> | 分 | 議 | 褂 | 本 | 田 | | 学 |
| 応 (不応) 招議 | 議席 | | п | h | | 出月 | | 議周 | 席 | | п | <i>F</i> | <i>*</i> | 出昂 | 幹 |
| 員及び出席並 びに欠席議員 | 番号 | | 氏 | 名 | | の | 別 | 番岩 | 号 | | 氏 | 名 | | の | 別 |
| 出席 7人 | 1 | 中 | 村信 | 主 代 | 子 | | 0 | 8 | | 本 | 田 | | 学 | | 0 |
| 欠席 0人 | 2 | 1=1 | 輪 | 隼 | 平 | | 0 | | | | | | | | |
| 凡例 | 3 | 久 | 保 | 広 | 幸 | | 0 | | | | | | | | |
| ○ 出席を示す | 4 | 谷 | | 郁 | 司 | | 0 | | | | | | | | |
| ▲ 欠席を示す | | | | | | | | | | | | | | | |
| × 不応招を示す | 6 | 多 | 胡 | 裕 | 司 | | 0 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ▲ ○ 公務欠席を示す | 7 | 渡 | 辺 | 三 | 義 | | \circ | | | | | | | | |
| 会議録署名議員 | 谷 | > 1 | 郁 | 司 | | 多 | 胡 | 裕 | 言 | J | | | | | |
| 職務のため議場に | 事務局 | 長 | | | | | | 主任 | 壬主? | 查 | | | | | |
| 出席した者の職氏名 | | | J | 主 里 | 野 勝 | 券 正 | 文 | | | | | 竹 | 島 | 美 登 | 里 |
| 法第121条の規定 | 町 | | 長 | 野 | 尻 | 秀 | 隆 | 教 | - | 育 | 長 | : 有 | 田 | 勝 | 彦 |
| により出席した者の | 監査 | 歪 委 | 員 | 飯 | 尾 | | 清 | 農業 | 委員会 | 長 (議) | 員兼職) | 多 | 胡 | 裕 | 司 |
| 職氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町長の委任を受けて | 副 | 町 | 長 | 早 | 坂 | 政 | 志 | 会 | 計 | 管耳 | 里 者 | . (| 棟方 | 勝貝 |]) |
| 出席した者の職氏名 | 総務 | 課 | 長 | 副 | 島 | 俊 | 樹 | 町 | 民 | 課 | 長 | : 棟 | 方 | 勝 | 則 |
| | 産業排 | 辰 興 詎 | 果長 | 今 | 村 | 保 | 広 | 建 | 設 | 課 | . 長 | : 清 | 水 | 光 | 明 |
| | 保健福祉 | ヒセンター | 一次長 | 丹 | 野 | 景 | 広 | 国保 | 関寛斉 | 診療 | 清務 ! | Ē (| 丹野 | 景点 | <u>,</u>) |
| | 総務 | 課参 | 事 | 高 | 橋 | 直 | 人 | 総 | 務: | 課 ∃ | 主 幹 | : 菅 | 原 | 靖 | 志 |
| 教育長の委任を受けて | 教 委 | 沙 | 長 | 空 | 井 | 猛 | 壽 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席した者の職氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会会長の委任を | 農委会 | (事務) | 局長 | 瀧 | П | 和 | 雄 | | | | | | | | |
| 受けて出席した者の職氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙管理委員会委員長の | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委任を受けて出席した | | | | | | | | | | | | | | | |
| 者の職氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 事 日 | 程 | 別紙 | のとこ | おり | | | | • | | | | | | | |

| 会話 | 義に | 付し | た事 | 华 | 別紙のとおり |
|----|----|----|----|---|--------|
| 会 | 議 | 0) | 経 | 過 | 別紙のとおり |

◎議事日程

| 日程 | 議 | 案 | 番 | 号 | |
|----|----|---|-----|-----|------------------|
| 1 | | | | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 議案 | 第 | 5 3 | 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 3 | | | | | 一般質問 |
| 4 | | | | | 委員会の閉会中の継続調査について |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長(本田 学君) これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長(本田 学君) これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(本田 学君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、4番谷議員、6番多胡議員を指名します。

◎日程第2 議案第53号工事請負契約の締結について

○議長(本田 学君) 日程第2 議案第53号工事請負契約の締結についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 〔登壇〕 議案第53号工事請負契約の締結についてですが、令和2年6月10日執行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(本田 学君) 早坂副町長。
- ○副町長(早坂政志君) それでは、議案第53号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案第53号工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。 記。

- 1、契約の目的、陸別町橋梁長寿命化共和橋補修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。

- 3、契約の金額、一金5,357万円也。
- 4、契約の相手方、足寄郡陸別町字陸別基線312番地、株式会社石橋建設、代表取締役石橋堂裕であります。

町内業者1社、町外業者5社の6社を指名しまして、入札を執行しております。落札率につきましては、97.6%であります。工期につきましては、本日、議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令和3年3月10日までであります。

以上で説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、御審議のほどよろしくお 願い申し上げます。

以上であります。

4番谷議員。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

- ○4番(谷 郁司君) 工期について説明しましたか。
- ○議長(本田 学君) 早坂副町長。
- ○副町長(早坂政志君) 工期につきましては、議決をいただきまして、本契約を締結 した後、令和3年3月10日までであります。

以上であります。

○議長(本田 学君) よろしいですか。 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。 これから、議案第53号工事請負契約の締結についてを採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 一般質問

○議長(本田 学君) 日程第3 一般質問を行います。 通告順に発言を許します。 7番渡辺議員。

○7番 (渡辺三義君) それでは、これから時間をいただきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、皆さんも御存じのとおり、全世界を恐怖に陥れました新型コロナウイルス感染症についてお伺いしていきたいと思います。

行政全般につきましては町長に、そしてまた学校教育につきましては教育長に、それ ぞれ分けてお伺いしていきたいと思っております。

この件については3月の定例会、また先月の臨時議会とか、昨日の議会で同僚議員から質問などされておりましたので、できるだけ重複しない中で違う確度から進めていきたいと思っています。重なる部分もあると思いますけれども、その辺は目をつぶっていただきまして、私の形の中で進まさせていただきたいと思います。

遡れば今年1月23日、中国の武漢市で始まり瞬く間にヨーロッパ、東南アジアですか、北米大陸全世界に広まり、生命とか経済を含めて今もパニック状態に陥っております。また、感染者につきましては、ちなみに全世界では昨日現在で感染者数714万5,539人、そして死者数は、残念なことに40万8,025人の方が亡くなっております。北海道の人口が約530万人弱ですから、それ以上の方が感染しているのが現状ということでございます。

同じく6月10日、現在で国内での感染者が1万7,255人、亡くなった方922 人、さらに詰めまして道内においては感染者数が1,144人、そして亡くなった方は今のところ91人と、大変な結果になっております。

また、国の解除目安も10万人当たりの基準値0.5程度以下という数値もありまして、7日までの直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が北海道0.57人ということで、この基準にも届かずデータちょっと前なのですが、毎日のように感染が出ているのが現状でございます。ここ十勝におきましても2月27日、4月18日、また4月23日、3人の方が残念なことに感染してしまいました。この感染症によりまして、御存じのとおり、東京オリンピック・パラリンピック延期、また、プロスポーツ界もかなりダメージを受けて、甲子園も戦後初めて中止になったということで、経済的にも大きな影響を与えているのが現在でございます。この影響は、当町にとっても地域経済やイベント、そして行事、本当に学校行事まできてしまっております。そこで本町では4月7日、対策本部を立ち上げております。そこで対策本部の組織体制と対策本部としての今までの活動状況についてお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) それではお答えを申し上げたいと思います。

対策本部につきましては、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法 による緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、同日付で町長本部長、副本部長に 副町長、本部員に教育長、各課長等消防署長とする陸別町新型コロナウイルス感染症対 策本部を設置いたしました。

4月7日時点の緊急事態宣言は、これは首都圏、また関西圏を中心とする1都1府5 県でありましたが、4月16日には全国に拡大され、北海道は特別警戒都道府県そのように定められました。これを受けまして、当町では町内回覧により感染症についてのお知らせ、これを周知するとともに、町内の公共施設の休業・休館等を実施してきました。また、町のホームページでも緊急情報として、当町の対応状況について情報提供を行ってきたところであります。

国の緊急事態宣言は、5月25日に全面解除されましたが、北海道におきましては5月31日まで、一部業種への休業要請や外出自粛、札幌との往来自粛の要請を続け、6月以降段階的に緩和する基本方針が示されたことから、当町もこれに従い、公共施設等の休業・休館等につきましては、一部を除き5月いっぱい休止とし、周知期間なども踏まえ順次解除することといたしました。

○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。

○7番(渡辺三義君) 今後も北海道は第3波に向けて落ち着きは見せていますけれども、油断のできない大変長期的な目線で見ていかなければならないのかなというふうに思っております。2月28日、北海道の緊急事態宣言、4月6日遅れながらも国は緊急事態宣言を発令しております。

そして先ほど町長の話にもありましたように、5月25日、地域経済のことを踏まえまして残された1都3県、それと北海道の緊急事態宣言を国は解除されました。今月に入っても感染者が多い東京都については、小池知事が東京独自の東京アラートを立ち上げて検討に入り、今、いい形になっているようにお聞きしております。

このような状況の中で、道内や管内の各自治体においては感染防止に向けて水際対策、このような形をとられております。4月、5月にかけて管内の町村においては、水際対策として、これ新聞報道から引っ張ったのですが、行政においては職員のマスクの着用、また時差出勤、それと一番大変な時期においての職員の有給休暇の有効活用、そして分散出勤とか、あとは窓口におけるビニールシートの飛散防止対策など、この時期そのような形をとっております。いろいろな形の中で、マスク関係を配布したまちもあったり、最近では時差出勤をするという町村もありました。今、考えると、この3月、4月においても、もう少し回覧とか放送などを通じて町民の呼びかけの後押しも、ちょっとあってもよかったのではないかと思います。

それと、最近ちょっとこのことに関して、目についたことが庁舎内を見渡すと3密の密閉の部分で、そろそろ網戸関係もこれを機会に考えていくのも必要かなと思いました。今回もコロナ補正がなされて、優先順位がある中ですが、私たちは行政がストップしては本当に困ります。そういう環境整備をお願いしながら、長期戦に向けて生活スタイルが少しずつ変わっていくような気がしますけれども、その辺よろしくお願いしたいと思います。

そこで、今回、庁舎内における感染予防について本町としては水際対策、どのように 取り組まれてきたのか、その辺お伺いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 庁舎内もありますが、まず簡単に御説明申し上げますと、町民の皆さん向けの取組といたしまして町内回覧、あと広報紙、ホームページによって情報提供を行っております。内容につきましては、ウイルスに関する基本情報、あと相談窓口、手洗いの励行、密集・密接を避けるなどの基本的な予防方法でありました。

また、御質問の庁舎内での対策につきましては、全職員に対しましてマスクの着用・ 手洗いの励行、毎日の検温などを要請・指示いたしております。

また、陸別町建設業協会からの寄附を受けた飛沫感染防止用のパーティション、これ を窓口カウンターに設置するとともに、窓口カウンターの消毒も随時行っております。

庁舎内での会議におきましては、三つの密を避け、大きめの会場を使用し、そして換気をよくし、使用前後の机等の消毒、使用者に対する消毒の協力要請等の対策をとっているところであります。

なお、町主催のイベント・講演会・会議等の開催につきましては、必要性を勘案しながら、中止・延期も含めて判断をすることとしまして、町外への出張についてはできるだけ控えることにするが、その必要性を勘案して判断することとしているところであります。

以上であります。

○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。

○7番(渡辺三義君) 最近、本当に予防対策につきましては、私ども目に留まるような形になってきておりますが、できればもう少し早目に実施していただきたかったなというのが感想でございます。ウイルスに関しては、目に見えない部分大変怖くて、不安との闘いで日頃、水際対策というのは予防対策の基本と思われますので、庁舎内、また町民の呼びかけなど大変ですけれども、長期的に向けてよろしくお願いしたいと思っております。

この感染症ですが、症状も皆さん御存じのとおり、発熱・咳・味覚障害・肺炎など複雑で本当に微妙な環境にあります。国の目安も以前は37.5度で4日以上という発熱から、次に同じくだんだん経過が変わりまして2日以上、そして5月6日より厚生労働省は37.5度以上の項目を削除いたしまして、目安としては、息苦しさ・そして強いだるさ・高熱などの強い症状のいずれかがある場合については、そういうような軽減の中で気軽に相談ができるというふうになりました。保健所が窓口と言われますけれども、私は、当町においては診療所の役割というのは、本当に重責を担うものと思っております。

また、コロナウイルスの感染で、例えば陽性反応が出た場合自宅待機、または施設内での対応等考えた場合、集団感染ですか、クラスターの問題が発生いたしまして、家庭

崩壊とか、本当に職場崩壊の危機が考えられるのでなかろうかなと思っています。常に 目に見えないものとの闘いの中で、毎日が危機感を持って生活していると、このような ことを考えると、非常に不安材料が何点か見えてくるような感じがいたします。

そこで、例えば発熱の発症により心配なときは診療所に気軽に受診できるのか、また、そのときの陽性反応が出なければいいのですが、反応が出た場合の診察関係の手順はどのように進められていくのか。それとまた、このような状況の中で、例えば身寄りのない方とか、行き場所のない方の対応は今後どのようにして考えていくのか。それと、例えば陽性であって待機期間が生じた場合、先ほども話しましたが、濃厚接触を防ぐためにも今後一時的な待機というか、隔離場所等も考えていかなければならないような感じがすると思いますが、その辺のことについてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

受診・手順・身寄りのない方の対応、一時待機の隔離的な場所ですか、この辺についてお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) これまでの議会等でも度々御説明申し上げてまいりましたが、 新型コロナウイルスの感染の検査は、これは国・道が指定する検査機関、あと医療機関 でのみ行われるものとなっておりまして、指定以外、例えば当町の診療所で行うことな どできませんので、ここでの答弁はコロナに関する診療等の基本的な流れの説明とさせ ていただくことにしたいと、そのように思っています。今後、相談窓口は、これは一般 的であります帯広保健所、あるいは保健所という表現をいたしますので、どうかその点 については御了承願いたいと思います。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、疑いのある方については帯広保健所の相談窓口にまず相談して、疑いが強い場合、これは保健所の指示に従ってその指定する医療機関などに行くことになりますが、疑いが弱いと判断された場合は、自身の行きつけの医療機関の受診を促されますので、その多くは町の診療所に連絡が入り受診となります。

また、風邪症状や倦怠感等含めて直接診療所に電話いただいた場合には、その症状によって保健所の相談窓口を紹介し、まずはそちらの指示に従ってもらうことになっております。また、疑いの低い方は、マスクの着用をした上で発熱外来を受診していただくことに、そのようになっております。その場合、医療スタッフは、感染対策を十分に行って対応しておりますし、コロナ疑いに関係なく事後の所内の除菌を、看護スタッフにより徹底して行っております。

診察で、コロナに限らず肺炎等の疑いがある場合には確定診断、治療のできる医療機関に転送しまして、そこで必要な検査・診療が行われます。その医療機関と管轄保健所におきまして、念のためPCR検査が必要と判断された場合、検査の実施について保健福祉センター次長に連絡が入り、結果については、陽性の場合は町長と次長に、陰性の

場合は次長に連絡が入るようになっていましたが、現在は、陽性者が出た場合のみ連絡が入ることになっています。検査実施の連絡も基本的には入ってきません。隔離対策に限らず感染症対策として、国、あるいは道の指示・指導に従って行うものでありまして、その範囲を超えて行うことはクラスター感染を引き起こすおそれがありまして、厳格な対応を求められているものであります。

身寄りのない方の状況、先ほどお話ありましたが、これはケース・バイ・ケースであることから、保健所の指示に基づき対応したいと、そのように思っているところであります。

それと、後半の隔離場所ですね、それについても同様に保健所と相談してということ になろうかと思います。

- ○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。
- ○7番(渡辺三義君) 当町におきましては高齢の方、また独り暮らしの方、そして数 少ない施設の現状からも長期戦に向けて診療所を含め、まちとしても最悪のことを考え た上での大変ですけれども、取組今後ともよろしくお願いしていきたいと思います。

現在、感染者が5か月経過しても毎日のように感染者が出ていると、収まることはありません。最近、報道見ましたら北九州においては第2波により、また元に戻ってしまったという残念な形も見えてきております。

また、4月、5月にかけて全国・道内ともに3密による集団感染防止に向けて、公共 関連施設については全面閉鎖ということで追い詰められまして、この6月からようやく 元に戻りつつあるような感じになりました。また、3月、4月一番必要とするときに衛 生用品であるマスク、消毒は手に入らない。本当に今考えると、マスクが手に入ること が、非常に価格は上昇しておりますけれども、助かること、身近に手に入ったことが大 変ありがたく感じております。

また、病院や施設等においてはまだ衛生用品の防護服、専門の防護服とか防護マスク、防護メガネ、それとか消毒液がまだ十分に満たされていないというお話を聞くところでございます。そこで最初に、公共関連である本町における道の駅とか天文台、また、コテージ、それとか公衆浴場、これらの施設において緊急事態宣言中の解放状況、これについてお聞きいたします。

それと、これらの施設においては消毒液等の設置状況、それもきちんとなされていたのかどうか。そして一番肝心なところなのですが、診療所や今、広域になっていますね、消防関係、この緊急車両における衛生用品である防護服・防護マスク・メガネ・消毒液、これらは充実した環境にあったのかどうか、それと今現在はどのような状況にあるのか、その辺お伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) お答えいたします。

先ほども対策本部の活動のところで説明したとおり、一部を除きまして5月いっぱい

を休止といたしまして、6月1日以降、順次、休業・休館を解除することとしたところですが、現在は議員おっしゃるように、全ての施設が開館をいたしております。また、衛生備品管理についてですが、医療救急等で必要な防護服等は、納品時期はいまだに未定であるとか、アルコール系の消毒液も入手しにくい状況となっておりますが、マスク・アルコール系を除く消毒液等は、少しずつ正規ルートでも手に入るようになってきております。

また、医療・福祉関係用には、マスク・消毒液等の寄附などによりまして、ある程度の数量は確保できているとことろであります。そして各施設、これは言えばたくさんあるのですが、基本的に消毒液等の設置に関しましては、手洗いの石けんなど消毒のアルコール等々設置をしているところであります。在庫十分に全てそろっているのかということでございますが、一応、ある程度業務に差し支えないだけの備品は、今のところあるというふうに認識しているところであります。

- ○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。
- ○7番(渡辺三義君) 施設等も閉鎖されていたということで、ちょっと安心しております。この衛生備品については、充実した環境の中で働きができるような整備に、今後も努めていっていただきたいと思っております。

本町の福祉については第5期陸別町総合計画から、今年は第6期陸別町総合計画継続されまして、保健福祉や介護保険事業計画の策定の中で包括支援センターを中心に、また、社協とか、関連事業者、また診療機関の連携の中で当町においては、高齢者の支援がなされております。当町においては65歳以上の方も、最近の数値で見ましたたら、約39.2%ということでかなり毎年進んできております。

そういう中で、独り暮らしのお年寄りの方も年々増えまして、独り暮らしの方に聞きましたら、一番何が大変かと聞きましたら、やっぱり食事関係の準備が一番大変だというお話を聞いております。そんな中に、本町においては高齢者向け住宅については、高齢者共同生活支援施設福寿荘、定員9名ですか、それと福祉住宅のからまつハウスがあります。この住宅の目的は、共同生活の中で個人尊重を重視して、また住宅に困窮している方の高齢者支援のための現在そのような目的で活用されているということで、大変喜ばれております。自分たちも将来を考えたときに利用を含め、大変心強いよりどころのある期待している住宅だと思っております。

そこで3点ほどですか、これについてお伺いいたします。

まず、この住宅の見守り、管理体制はどのような形でやっているのか。それと入居者へのコロナに対する今回その取組関係はなされているのかどうか。それと三つ目、当町にある福祉事業者との感染予防や発生したときの対応とか協議、または行政としての指導等の取組についてなされてきたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) それでは、今の御質問に関連しまして、そこら辺を網羅できる

ような時系列的に、ちょっと説明を申し上げたいなというふうに思っています。

まず、2月25日、福寿荘管理業務受託者からの問い合わせがありまして、新型コロナウイルス感染症の対策として、令和2年2月24日に振興局の通知、これは社会福祉施設における感染防止、拡大防止のための留意点について、これに準じ対策の実行を指示いたしました。これは高齢者グループホームと同等の対策であります。以降、振興局通知の周知依頼があれば、写しをNPOのほうに持参をいたしております。

また、次の日2月26日ですが、福寿荘入居者を個別訪問いたしまして、チラシを配 付、啓発、入場者の制限を開始いたしました。3月19日、福寿荘の定例三者会議、こ れは入居者・管理者・管理人と月に一度の協議の場なのですが、これにおきまして入居 者からの質問に回答いたしました。3月23日に、これは頃という言い方をさせてもら いますが、ふれあいの郷高齢者交流センターの清掃業務受託事業者に、次亜塩素酸水な どによる手すり等の定期的な消毒を指示いたしました。3月25日、町民有志から手作 りの布製マスクの寄贈を受けまして、福寿荘の入居者8名及びからまつハウスの入居者 5名に各2枚ずつ配付をしたところであります。4月13日、福寿荘管理業務受託者か らの問い合わせに対しまして、実際に入居者が新型コロナウイルスに感染した場合の対 応について、文書で回答しております。その後、4月15日にNPOの申し出により、 保健センターで具体的な対応について協議をいたしました。4月20日、福寿荘の定例 三者会議におきまして、チラシ、これは4月20日版なのですが、配付いたし、また、 啓発したところであります。また、原則、外部の玄関から奥への入室を禁止し、入場制 限を厳しくこの時点でいたしました。4月21日、福寿荘における発熱者用として、紙 製使い捨て食器を100セット購入いたしました。5月20日、福寿荘の定例三者会議 におきまして、北海道知事等の緊急メッセージと新しい生活様式の実践例を配付しまし て、今後は緊急事態宣言の有無に関わらず、手洗い・手指消毒の励行、3密を避ける、 そこら辺を入居者に依頼をいたしました。同時に、今後は外出の自粛は緊急事態宣言に 併せて実施・解除すると説明したところであります。

雑駁ですが、以上であります。

- ○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。
- ○7番(渡辺三義君) 今の進め方につきまして、非常に安心したところでございます。今後、大変ですけれども、福祉事業者とか診療所機関を含めて協議を持たれて、対応・体制の強化に向けて継続していただきたいと思います。

さて、ここからは、教育長に3点ほどお伺いしていきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

今回、6月20日のブログ出されておりまして、緊急情報の中で目を通しましたが、 似たような形の質疑になりますけれども、今回はこの場所で、教育長の言葉の中でお話 を聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2月28日、鈴木知事が緊急事態宣言発令を出しまして、学校教育環境にも大きな打

撃が走りました。そんな環境の中、今までにない卒業式、終業式また入学式、自粛制限の中で思い出に残らない式典など、本当に厳しい環境にあったと思います。生徒の皆さんも父兄の皆さんも、そして先生方を含め教育委員会の皆さんも全てに残念な陰を残し、また、大変この時期においては苦労されたかなと思います。

今年、十勝管内においては小学生・中学生・高校生、合わせて7,573人の方が新しく入学されまして、各学校に通われております。そんな中、遅れながらも小学1年生とかそういう方らに対しては、夢と希望を持った楽しい学校生活を取り戻して、大変ですけれども、スタートさせていただきたいというのが願いでございます。

遡れば2月の下旬から3月の上旬に向けて学校は休校、そしてその後4月20日から5月の6日まで臨時休校、そして分散登校と言っていいのでしょうか、分散登校と教育の現場にも困難な状況にありました。今月からはお話聞きましたら、通常登校の話を聞き、私たちもまずは生徒さん、そして父兄さん、そして学校関連の皆さん、そして教育委員会をはじめ、本当に遅れながらもちょっと安心したのではなかろうかと思います。その中でも油断はできないような状況にあります。

また、最近では北九州におきまして先月28日と31日に5人の児童の方が、コロナウイルスに感染するという事態になりました。当町の委員会においても教育長をはじめ、学校関係者もこの辺については毎日が、神経ぴりぴりの状況にあると思われます。そこでこの新型コロナ感染対策として、学校においての水際対策をどのように進められているのか、その辺お伺いいたします。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 今、議員御指摘のとおり、長期の臨時休業が続いておりました。今回につきましては今年の2月26日、北海道教育委員会教育長より、新型コロナウイルス感染症に対応して臨時休業の要請通知を踏まえて、陸別小学校と陸別中学校の臨時休業が始まりました。これは2月27日の木曜日から開始して、当初3月4日までの1週間ということでありましたけれども、残念ながらその後、再度の休業要請がありまして、春休み前の3月24日までの要請がありました。その後、春休み期間中も同様の自粛を踏まえて、何とか令和2年度新学期4月8日から入学式も規模縮小した中で実施をして、スタートを切ったというところであります。

ただ、残念ながら4月20日から再度臨時休業が始まり、その後、2回の延長がありまして結果的には2月27日から5月31日まで、これは95日間あります。約3か月ということでありますから、1年間の4分の1が、ほぼ学校が休みであったというような状況であります。一部分散登校もありましたけれども、この間、通常登校ができたのが4月に入ってからの8日間のみというような状況でありまして、先ほど議員おっしゃられたとおり、児童生徒・保護者・学校関係者、我々もそうですけれども、地域の皆さんも大変心痛んでいるというような状況で取り組んできて、進んでいるというような状況であります。

やっと幸いなことに6月1日から無事、普通登校という形の中でスタートをいたしました。特に小学1年生については、初めての学校ということでありますけれども、担任の先生とも顔を合わせるのも数日間ということもあり、また、ちょうど学級も1学年上がってきて、担任も代わっていった中での状況でありましたので、子どもたちも保護者も先生たちも、なかなかそれぞれのクラスの交流・コミュニケーションがない中での状況で進んでいったところであります。

何とかそれを取りかえしていこうという形で頑張っておりますけれども、その中でやっぱり避けられないのは感染予防対策だけについては、ここは徹底をしていかなければならないということであります。特に、学校関係でありますれば、手洗い・うがい・咳エチケットの徹底、それから家庭と連携した毎朝の検温、それから風邪症状の確認、それから校内消毒の継続、それから教室等換気の悪い密閉空間にしないための徹底、それから多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、それから近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。要は三つの密、密閉・密集・密接を避けるというこの対策をとりながら、今、学校を再開しながら進めているというような状況であります。以上です。

- ○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。
- ○7番(渡辺三義君) 水際対策、3密の避けられない環境にありまして、大変ですけれども継続的な行為、子供たちの安全を守ることから、大変ですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

次に、教育事業についてお伺いいたします。

この4月、5月においては長期休校によりまして、報道の中で親からは子育ての負担が増える、また学習の遅れが心配だと、また子供のケアする余裕がないなど、それとかDV、ドメスティックバイオレンスですか、この懸念が多くの不安の声が寄せられるという記事を拝見いたしました。このまちにとっても同じような現状があるのではなかろうかと、そのように思ったところでございます。

このような状況の中で、先ほども話しましたが、道教育委員会のもとですか、児童生徒の健康や学習など学校生活の確立を目的に分散登校ですか、先ほど教育長が言っていましたが、分散登校が実施されました。先ほども話が出ましたように、臨時休校、厳しい課題も、この中で見えてきたのではなかろうかと察するところでございます。

そこでちょっと、先ほどの教育長のお話に重複するかもしれないのですが、3点ほど。臨時休校中の学習関係はどのように進められていたのか。それとまた、休校中における子供たちの心のケア、これはどのように対応されてきたのか。それと、5月下旬何回か子供たちが学校に登校されております。久々に登校された生徒たちの様子を教育長はどのように捉えたのか、その辺、3点ほどまずお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) まず、長きにわたりまして学校が休業していたということ

で、なかなか長く教職をとっている先生たちも、初めてのケースだったというふうに 思っております。通常、夏休み・冬休みが約25日間ぐらいあるのですけれども、通常 であれば長い期間かけてその準備を進めていくということでありますけれども、本当に 急な展開の中でこの休業が進んで、それが長期にわたったということであります。

残念ながら陸別町につきましては、昨日、補正予算でつけていただきましたICT環境が十分整っていないということでありますので、学習のメインについては、各担任が作成した課題・プリント類を作成して、家庭学習の取組を子供たち、保護者に依頼をして取り組んでいただいたということであります。期間が長いものですから、一度に一月分ということには当然なりませんので、約1週間分ぐらいを小・中学校の世帯が同じところありますので、小・中学校で必要な課題・プリント、それから学級通信だとか、それから周知、お知らせ等については、教育委員会が一括取りまとめをして約1週間に1回程度、各家庭に郵送をしていたというような状況であります。

また、心のケアの関係でありますけれども、今回の感染症の関係で、例えば頻繁に教職員が各家庭を家庭訪問するというのも、なかなかちょっと難しいという部分が今回ありました。その中でまず一つ、数日間ではありましたけれども、分散登校を実施して学習の取組方だとか、あと生活環境・リズムの確認だとか、それから実際に子供に会って、子供の雰囲気・状況を見だとかというところでの観察をしてきました。

心のケアの関係でありますけれども、特に個別に保護者の中で心配な事案があれば、 それは個別に学校に問い合わせをしていただければ、例えばですけれども、一例とすれ ば学習の課題の取組方が、どうしても保護者とすればちょっとうまくいかないというこ とで、実際に教職員が家庭訪問をして、その家庭の課題の取組方について指導したケー スありますし、それから不安な内容については学校に電話がありまして、その関係で電 話で対応するだとかという部分になります。

今、休業中ということでありましたけれども、6月1日から学校が再開していますけれども、当然、学習の遅れについても心配をしているところでありますけれども、やはりそれ以上にきちっと手当てをしていかなければならないなと、議員おっしゃるとおり、心のケアの関係であります。これは教職員全員が一人一人の表情や言動、それから体調、友人関係をじっくり見守って、個々に寄り添った対応が求められますので、現状では今そのように取り組んでいるというような状況で、従前からそのような形をとっていますけれども、今後、より注意深く子供たちを観察をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

分散登校時、それから6月1日以降の再開登校時も、私、実際に学校に行っておりますけれども、思ったより子供たち元気で、というのはやっぱり久しぶりに同級生と、お友達と会えるという喜びが大きいということでありますので、逆にこの喜びからだんだん久々の登校になっていった。いろいろ身体的にも精神的にも疲れが出ていく時期がこれから出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺を十分見定めてい

きながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

- ○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。
- ○7番(渡辺三義君) 今のお話を聞きまして、ちょっと安心いたしました。教育関係については、年間計画の中で授業・行事等凝縮されておりますので、大変厳しい環境にあると思いますが、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

そんな中、学習の面ばかりではなくて、体育行事・文化行事等にも特に前期においては、かなりの分野で影響していることと思います。前期・後期にわたって運動会とか体育行事とか学校祭、また文化行事、修学旅行、宿泊研修とか、それとこれから夏休みが目の前に来ております。そこで前期の厳しかった分野、後期に向けての学校行事の取組について、今の時点での考えでよろしいです。大まかでよろしいですから、その辺のことをお聞きできればありがたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) まず、学校行事の関係でありますけれども、実は学習の遅れがどうしてもあるということでありますので、今後に向けては、例えば夏休み・冬休みも本来の期間を短縮をして授業日に充てるということになりますけれども、それも含めて今後学校行事の削減によって、授業日を増やすということも考えていかなければなりません。時間割の編成の工夫であるだとか、それから学校行事の精選ですね、より選んで実施をするということであります。

ですから、いつも楽しみにしていた行事が減るということになりますので、当然、学習の遅れを何とか挽回したいという気持ちはありますけれども、ただ、それも含めて児童生徒の意欲だとか、達成感だとか、楽しみを損なわないように配慮していただきたいということについては、学校のほうへ指導をしているところであります。

行事関係では、特に大まかなもので若干触れていきたいというふうに思っておりますけれども、実は小学校の関係では、まず遠足については5月実施予定でありましたけれども、これは中止にさせていただいております。それから、本来であれば明日13日土曜日、小学校の運動会の日でありましたけれども、これは9月12日土曜日が、この日、実は陸小まつりという行事を毎年実施しておりますけれども、この陸小まつりを中止して、運動会を午前中のみで実施をするということで、延期をしているところであります。

それから、修学旅行につきましては、7月に札幌方面で実施をしていく予定をしておりましたけれども、これは12月に延期をするということで今変更しております。それから、学習発表会につきましては、10月17日土曜日に実施を予定しておりますけれども、内容については今検討中ということで、3密避けながらの内容で実施を学校のほうで検討しているところであります。

それから、中学校の部分になります。

中学校の部分につきましては、実は修学旅行が4月の末に、東北方面で実施を予定し

ておりましたけれども、今現在は延期をいたしまして、9月の中旬に道南方面に場所を変更して実施をするという予定にしております。体育祭につきましては、5月30日土曜日でありましたけれども、こちらは9月か10月のどこかで開催を実施したいという予定で検討中であります。また、文化祭につきましても10月25日、日曜日で予定はしているところでありますけれども、こちらも時期・内容含めて見直しということで、体育祭・文化祭についてはいずれも時期が大体似た時期になろうかというふうに思いますので、例えば1日で合同でやれないかとかということも含めて、今、学校のほうで検討をしているというところであります。

以上です。

- ○議長(本田 学君) 7番渡辺議員。
- ○7番(渡辺三義君) 3密の授業環境ですが、子供たちの生活リズムを整えていただき、本当に従来の学校生活に戻れるよう期待したいと思っております。

それと、今回の感染症によって先ほども話しましたが、生活様式も変わり、本当にテレワークとかオンライン化の時代に少しずつ変わっていくのかなというふうに、今回感じたところでございます。また、新型コロナウイルス感染症によって、完全な終息はありません。北海道については第3、第4波に向けて、かなり長期戦と思われます。最後に、学校教育については今後の取組、また方針については教育長にお願いしたいと思っております。それと、今後の行政としての取組については、最後に野尻町長より御意見をお聞きして、私の一般質問終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) コロナ感染症については、まだ終息をしているというような 状況ではありません。ですから、再流行を警戒しつつ感染予防の徹底を図っていかなけ ればなりませんが、今回、町側、それから議会の御理解をいただきまして、インター ネット環境整備、それから網戸設置、それから冷房機の設置など整備されたことにつき ましては、大変ありがたく今後の教育活動の充実に大きな役割を果たすことに対しまし て、まず感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今後は、このICTによる通常授業での活用も含め、また、休業中におけるオンライン授業への取組等も含めて、児童生徒の学びの保障を進めてまいりたいというふうに思っております。教育委員会・学校関係者含め、これからもそのような形の中で頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、現状に おいてもまだまだ衛生資材等は、いつでもまとまった数が入手できるという状況にはあ りませんが、まず1点目として使用期限のない、または長期保存のできる資材等につい

ては、町として一定程度やっぱり確保しておかなければならないなと、そんな必要性が あると考えているところであります。

また、2点目としましては、私どもも自分自身でも経験したのですが、マスクは必要 最低限は家庭にもあるのですが、こう長引きますと足りなくて、自分で使い捨てマスク 洗濯して使っているということもして、町民の皆さんもやっぱり困っているなというよ うな感じがあったのですが、やっぱりそれぞれの家庭で事前に、こういう災害の物に関 しては備蓄しておくということは、大事なことであると改めて気づきましたので、町民 の皆さんにも日常使用する物につきましては、日頃から今言ったように家庭でできるだ け備蓄していただきたいと、そのように希望しているところであります。

以上です。

○議長(本田 学君) 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分 再開 午前11時15分

- ○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。
 - 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) それでは、一般質問をさせていただきます。

本日は、学校における新型コロナウイルスの対策、対応について、地域防災強化のための公務員の消防団加入について、消防署員、消防団員の車両運転に必要な免許取得の助成についてをお伺いいたします。

まず、学校の新型コロナウイルス対策についてですけれども、先ほどの議員と質問が 重複するところもありますけれども、その辺は少し省きながら質問していきたいと思い ます。

まず、このような初めて体験する長い休校で、学校も保護者もとても戸惑いがあったことと思います。本町では、昨日の教育長の行政報告でもありましたが、小・中学校2回の分散登校に中3がそのほかに一度、子供たちの安全を考慮して慎重に対応を行ったようですが、分散登校3日に一度のペースで行っていた地域もあります。私の知っているところでは帯広市など、また隣の置戸町、訓子府町も行っていました。感染に気をつけながら行っていたようですけれども、自治体によっては子供の貧困問題、欠食などの健康問題の点からも3日に一度、分散登校で給食の提供を行っていたとも聞いています。

分散登校は、皆さん考え方が違って賛否両論、行わないのは子供の学びの時間を奪っているという考え方もいますが、これが正解というのは決してなくて、それでも町内の保護者は、登校しなくても欠席にならない強制登校でなければ、定期的な登校日をつくってほしかったという意見が、私の聞いた中ではとても多かったです。休み中の生活の乱れを心配している保護者の方も、もちろんいますし、昼間は仕事に出ている家庭も

多く、子供だけで過ごしているという家庭も多いです。今回の対応がよかったのか、悪かったのかという意味ではないのですけれども、3日に一度ぐらい子供たちの生活の様子や宿題を送ってその進み具合、難しいところはなかっただとか、つまずきがないだろうかとか、子供の体調はどうかとか、電話などしてコミュニケーションも図ってほしかったなと、もし私が当事者の親なら考えます。

特に、新1年生の保護者の方は、初めての学校生活でどうしたらいいのか、どこに相談してよいのか、学校が始まったらちゃんとうちの子供は学校へ行けるのかと、心配もとても多かったと思います。まだ、この先、コロナの影響で休校しなければいけない時が、もしかしたら来るかもしれません。この3か月間の実態を保護者・子供たちにアンケートをとるなりして、先生・教育委員会でじっくり検証して、今後の休校にもしなったときのために生かしていただきたいと思いますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 長期にわたる臨時休業中の分散登校の日数等については、どれだけの日数がいいのかということであります。

ただ、これは文科省・道の通達も含めて、分散登校の大体予定プランというのがありますけれども、これは例えば管内で言いますと、帯広市も含めた町村、学校の規模が五、六百人以上いる児童生徒のところもありますし、うちのように約100を切っている、50を切っている小・中学校の規模によっても違うのかなというふうに思っております。

分散登校で日数いろいろ多いところもありますけれども、ただ、例えば40人学級だとどうしても二クラス、二つに分けて実施をするということでの回数が増えるという部分だとかということで、通常担任の先生も含めて1人の児童生徒を見る機会というのが、なかなか大変だというのもあります。結果的には、この分散登校については、教育委員会、それから校長・教頭会議で事前に事務協議をして、どのような日程にしようかということでありました。

当時につきましては、結果的には周りより少ない登校日ということになりましたけれども、ただ、学習の遅れを取り戻す側に重点を置けば、当然、感染リスクが高まると。 感染リスクをどうしてもならないようにというようなことで対応しようとすれば、分散 登校の日数が減るということでありますけれども、分散登校の部分だけですぐ学習の遅れが、ここの1日、2日でこの後、大きな支障になるというふうには当時考えてはおりません。

逆に今回のように6月1日から再開をした中で、分散登校とは違った通常の登校でありますので、そこにつきましては今後も長期の休みだとか、土曜授業であるだとか、学校行事の精選等で授業日を確保しながら、進めていったほうがいいという判断に持ちまして、今回分散登校、若干少な目ではありましたけれども、陸別町としてはそういうこ

とでやりましょうということで決定をして、その旨、保護者にも通知をしているところでありますけれども、確かに一部の保護者については、もう少し増やしたほうがいいのではないかという意見はありますけれども、今後の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) 今のお話のように、分散登校が学力の遅れだけではなくて、 やっぱり子供たちの生活のリズム、そういうのも乱さないためにも行っていただきたい という保護者の要望がありました。それと、今回の実態で保護者・子供たちとアンケー トとるなり、検証する予定はありませんか。
- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) 今回の今後の再開に当たって、いろいろ実証しているところでありますけれども、中学校におきましては先週ですか、学級ごとに学級懇談会を行いました。そちらで学校長をはじめ、今回の休業中での課題はどうだったか、それから今後の授業時数の確保であるだとか、来年3月までの年間の計画等の見直し等について、ある程度見込みを立てたものをお知らせをしていきながら、進めているということであります。

今週でありますけれども、月曜日から今日までですけれども、小学校におきましては個別に家庭訪問はしないで、個別に保護者が学校のほうに来ていただいて、子供についてだとか、学校についてのお話をしているというところであります。そういう場面が今回ありましたので、保護者のほうからどのような意見があったかというところについては、来週以降また今月、校長・教頭会議を行いますけれども、各学校からの報告があろうかと思いますので、その状況を踏まえていきながら、アンケート調査をしなければいけないのか、口頭でそれぞれの保護者からいろな意見を吸い上げたものを学校として、教育委員会として判断をして、今後に向けて取組の糧としていくかということを判断したいというふうに思っております。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) そのようにもう早々に学級懇談など、個別懇談を行っている のでしたら、そこでも意見は十分吸い取れると思いますので、今後の休校になったとき のための検証としていただきたいと思います。

それと、再開後の子供たちの様子を先ほどの議員も聞いていましたけれども、とても体力が落ちていて、学校から帰ってきたらぐったりしているという話も聞きます。子供たちにそういう体調の変化や、学校に来られなくなっている子供や、個別に対応が必要になっている子供たちが出てきているのかお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) 今現在のところでは、そういう事例報告は聞いておりません。ただ一部ですけれども、実はちょっと不登校ぎみだったという子が、逆に登校して

いただいているというようなお話は聞いております。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) 1日の大半を子供たちが過ごす学校ですので、久しぶりに子供たちが再会して、友達がいてたくさん遊べる、安心して身を置ける場所だと思います。子供たちにとって学校は。慣れない生活習慣、新たな生活習慣というのを保ちながら、子供たちも一生懸命頑張っていると思います。そこで子供たちに、くっつかないで遊ぶというのはなかなか難しいですけれども、その辺の指導や校内での消毒など、1日1回しているのか2回しているのか、どういうタイミングでしているのか、あと、今、次亜塩素酸水が問題になっていますけれども、その辺の利用状況などをお聞かせください。
- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) 次亜塩素酸水につきましては、昨日、副町長のほうからもお話ありましたけれども、報道等でも人体に影響がということでありますけれども、陸別町で今使っているものについては、人体への影響が全くないということの証明が専門家のほうから出ておりますので、その扱いについては問題ないというふうに思っておりますけれども、ただ、もともと学校については加湿器で噴霧をしておりました。ただ、これについては従来、児童生徒が下校した後に噴霧をして、数時間ほどですけれども噴霧をして、翌朝登校時には全くその噴霧は終わっているというような状況でありますので、もともと人体に影響のあるような取扱いはしていないということでありますので、そちらのほうについては特に心配しておりませんでしたけれども、ただ、報道のほうから出ましたので、一旦、今のところ次亜塩素酸水につきましては噴霧は取りやめて、ほかの消毒等で活用をしているというような状況です。

それから、校内消毒につきましては、1日1回と言わず、僕も事細かにというところまではちょっと御説明できませんけれども、事あるごとに消毒作業は実施をしているというような状況です。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) そのような対応で、先生たちもたくさん仕事がある中頑張っていただいて、感謝しております。コロナのこの感染は、まだしばらくは終息しないでしょうから、今のところ本町でも幸いに感染者は出ていないと聞いていますが、これはいつ誰がどこでなるか分からないのですが、残念なことに医療従事者の家族が不当な扱いを受けたり、十勝で感染した家族がまちを去って行ったということも聞いています。

もし感染者が出たり、濃厚接触者となったとき、とても嫌な言葉ですが、偏見・差別といったことがないように日頃からの指導が必要だと思いますが、その辺りの対策はしているのでしょうか。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) この件につきましては、この臨時休業が当初始まるときか

ら、国や道からの通達があります。当然、この辺の偏見・差別・いじめというのは懸念 されているところでありますけれども、コロナウイルス感染症に関する正しい知識や感 染症を防ぐための取組、感染症を理由としたいじめや偏見の防止については、理解を深 める学習とともに保護者にもその旨を通知しているということであります。

休業中でありましたので、文書でまず通知をしているところでありますけれども、 やっと学校が再開されたということでありますけれども、偏見・差別につきましては、 従前から日常的に懸念されているというふうに捉えておりますので、各学校では日頃からいじめアンケートにつきましても年2回は実施しておりますし、そういう中で早期発 見・早期解消に取り組んでいるという状況でありますので、今回については、この感染 症についてはまた別途、特に注意をしていきながら引き続き取り組んでいって、そのような事例がないように今後も進めていきたいというふうに思っております。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) 今までもいじめなどの対策から、子供たちに指導しているということでしたけれども、今回は子供たちの中ではなくて、大人たちも過剰に反応しているところもありますので、保護者はもちろん町民でもそのようなことがないように、 差別取組などの回覧などの周知もしてもいいかと思います。

以前に、子ども議会で立案して、ポイ捨て禁止のポスターを作ったり、回覧に回したように小・中のコミュニティ・スクールとして、合同で何か取り組んでみるのもよいと思います。きっと子供たちが自分で作った決まりなら、みんなで協力できると思いますし、悲しいことが起こらないように御指導よろしくお願いいたします。

次に、部活、少年団の状況はどうなっているか、密にならない工夫などされているの かお聞きいたします。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) 偏見・差別に関係につきましては、保護者のほうもということでありましたけれども、特にコロナの関係につきましては、児童生徒も長時間の自粛だとか課題の取組で、再開後、学校生活については行事が減少したりだとかということで、違和感がありながらの生活も送っているのかなと思っています。当然、子供自体もストレスを感じているところであるかなというふうに推察されますけれども、特にストレスが大きい子については、どうしてもそのはけ口が弱い者に行ってしまうということで、これは子供だけでなくて大人も同様なのかなというふうに思っております。

特に、学校では道徳が、今、教科となっておりますので、道徳の授業などを通じ人との関わり方の大切さを伝えているところでありますけれども、これは今後PTAも含めて、私は道徳の本、読んだことありますけれども、本当心が洗われるような気持ちになります。保護者にも、お子さんの道徳の本などぜひ読んでいただければ、そういう人との関わり方についても再度見直しをしていただけるのかなというふうに思っておりますので、その辺は陸別町全体で学校・家庭・地域・関係機関が、連携して取り組んでいか

なければならない事象なのかなというふうに思っております。

あと、部活、少年団の活動につきましては、2月の末から5月末まで学校が休業中につきましては、全て自粛という形でありましたので、当然、子供たちの体力も落ちているのかなというふうに思っております。落ちているさなか、久々に子供たちに会えて目いっぱい遊びすぎて、多分疲れているのかなというふうに思えるのですけれども、今、部活動については、中学校については今日までが、実は遅ればせながら1年生の最終的な加入の締切りということになっております。来週以降は1年生を加えた部活動が、正式にどんどんやっていけるのかなというふうに思っておりますけれども、当然、部活動につきましても感染防止をしながらということでありますので、3密の取組、例えば屋内体育館では換気をこまめにする、それから更衣室は時間差で使うなど、狭い空間での接触は避ける。練習中は順番を待つ場合はお互いに距離をとる、それから大きな掛け声は避ける、ボール等の使用後は定期的な手洗いをするだとか、あと飲み物等についてもボトル等の回し飲みはしないだとか、それから接近したミーティングは避けるというような形の中で取り組みを実施しております。

例えば、具体的にはサッカーで言うと、どうしても一つのボールを奪い合うということでありますから、敵味方の接触がある場合の攻防の練習は避けるだとか、それからバドミントンで言うとネットの準備や片づけの際は最小限の人数で、話をしないで行うだとかということを徹底をしているところであります。これらについても、各少年団活動についても、同様に準じて執り行ってくださいということでありますけれども、今、少年団につきましては、水泳がまだプール解放しておりません。それから、野球とかサッカーにつきましては、サッカーはまだ実施がしていないというふうに聞いておりますし、野球も今、少しずつ活動をしているというような状況であります。

私もバドミントン少年団指導しておりますけれども、今までポールだとかネットだとか片づけ準備は全て子供たちにお願いしていたところでありますけれども、それは今、全て保護者と指導者が行って、器具等については設置してある消毒ペーパーで拭き取りをして、感染予防しながら実施をしているというような状況であります。

○議長(本田 学君) 1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) そのような工夫もされているということで、体力が落ちているので、なるべく子供たちにはたくさん運動もしていただきたいと思います。でも中学校の部活ですけれども、多分6時までやっていると思うのですけれども、先生たちの業務もこのような状況で増えてきていると思います。そして子供たちも授業の遅れを取り戻すために、学校の勉強に加えて家庭の学習も増えてくるのではないかと思いますので、もし可能であれば30分でも時間を短縮して、先生たちの業務に差し支えないように、工夫もぜひしていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

次に、ICT環境、タブレット端末の導入についてお伺いいたします。

昨日の説明でもありましたけれども、コロナウイルスの影響でタブレットを令和5年までに用意するものが、今年、用意することになったということでしたけれども、使用は学校の中で、とりあえずどういう使用方法なのか、もう1度お伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- 〇教育長(有田勝彦君) 校内環境が、今、Wi-Fiをこれから整備をしていきます。タブレットも子供たちに1人1台が配備されるという状況でありますけれども、原則的には学校内で各授業を行うときの補助的な媒体というか、物として使っていくというふうに考えております。
- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) 通常の学校が再開されているときは、補助教材として使っていくことでしたけれども、今後、休校になったときにこれを利用してオンライン授業などをしていくのか、そしてやっぱり家でするには、Wi-Fi環境というのが必要になってくると思います。子供たちの家に全員がWi-Fiがつながっているかというと、そうでもないと思いますので、その辺はどういう対応する予定でしょうか。
- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- ○教育長(有田勝彦君) 再度の臨時休校はないことが好ましいのでありますけれども、ただ、今後また当然それらも懸念されるということでありますけれども、原則的にはタブレットにつきましては、校内での使用というふうに考えておりますけれども、今、議員おっしゃったとおり、今回は紙による課題等を配付をしたというような状況でありますけれども、当然、学校の環境が整ってタブレットもあれば、オンライン授業もできるというふうに思っております。

当然、各家庭でもWi-Fi環境がなければできないということでありますけれども、今現在、調査をしておりますけれども、小・中学校の児童生徒の世帯数91世帯ありますけれども、完全にその環境がない世帯は5世帯ということであります。ただ、Wi-Fiについてはアンケートやっているのですけれども、事務局のほうでちょっと検討した中では、もしかしたら自分のところにそういう環境があるのにないと思って勘違いしている家庭も、もしかしたらあるかも。皆さん、スマホを持っておりますので、もしかしたらうまくスマホを媒体していけば、使える可能性もあるというふうに、私も余り詳しくないのですけれども、という話も聞いておりますので、今後、この調査に基づきまして完全にWi-Fiで使えるという家庭についてはいいのですけれども、今後、ちょっと不明なところについては個別にちょっと御相談をさせていただきまして、もし環境がない家庭については、例えば今後接続どうでしょうかということで、ちょっとお願いはしたいなというふうに思っております。

もし、どうしても家庭で接続まで考えていないというときにつきましては、ごく数人 の児童生徒ということになろうかなというふうに思っておりますので、その場合につい ては申し訳ありませんけれども、登校していただいてオンライン授業と同様の授業を、 学校で受けていただくというようなことを考えたいなというふうに思っております。 以上です。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) その調査で5軒ほどがつながっていないと、割と普及率が高いのだなというのに驚きましたけれども、それでもやっぱり毎月のお金はかかるので、強制はできないと思います。

例えば、今、うちの子供たちは大学が休みで帰ってきていますけれども、Wi-Fi環境のあるところで1日、9時から6時までびっちりWi-Fiズームの授業をやると、やっぱりデータ的にも、携帯でカバーできる量ではなくなってしまいます。そこまでやるとは思いませんけれども、例えば、その環境がない子は学校に来て、各教室で距離を置いて使うとか、あとまちの中にも陸別町はWi-Fiを使えるポイントがとても少ないと思います。避難所であるタウンホールでもWi-Fiは使えませんし、ぜひ町としてもこの辺も整えて、町にいるのは小・中学生ではなくて、やはり高校生・大学生・専門学生なども、この時期には陸別に帰ってきている子たちもいます。そしてオンライン授業などを受けている子たちもたくさんいますので、そういう子たちが困らないように、そしてまたこのような情勢ですので、社会人もリモートで仕事する人がどんどん増えてくると思います。それに対応するために、タウンホールなどにもWi-Fi環境を整えてはいいかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

- ○議長(本田 学君) 有田教育長。
- 〇教育長(有田勝彦君) まず、Wi-Fiのまちの整備につきましては、教育委員会 としては特に考えておりませんので、私のほうからは答弁控えさせていただきます。

毎月の通信料につきましては、当然、かかるということであります。当然のお話であります。今、既に御家庭で環境が整っていて、毎月の通信料をお払いしているところはいいのですけれども、ないところは、例えば教育委員会でその設備を貸与してあげても、通信料かかるということになりますので、どこかでその通信料を払わなければならないということになりますので、全ての御家庭の通信料を行政側で支払いをするということには、当然ならないかなというふうに思っておりますので、個人で使うものについては個人で、今のところは支払いをしていただきたいということから鑑みますと、今、環境がない御家庭については、もしなければ先ほどと同様ですけれども、学校に来ていただくなりの形で進めていただくしかないのかなというふうに思っております。

今後、この辺も文科省として、義務教育としてこのオンライン授業の扱いをどうするかということで、この通信料等も含めて今後何かの検討がされれば、それを含めて我々もそれに向けて対応をしていきたいというふうに思っております。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 町としてのWi-Fi環境、これから必要性というのは感じては来ていますので、教育長の教育委員会のほうとも十分話をしながら、そこら辺調査・

研究してまいりたいと、そのように思っているところです。

○議長(本田 学君) 1番中村議員。

〇1番(中村佳代子君) ICT、タブレットの導入について、世界的に感染症の影響でこの後、これが終息したとしてもテクノロジーの進化というか、ICTを使うのが普通になってくると思います。通信のコミュニケーションと、こういう機材を使うのが、もう子供たちには当たり前の世界になってくると思います。今の子供たち、10年後働く頃には、これが使えないと仕事上でもできないような情勢になっていると思いますので、せっかく購入するのですからほどほどに使うではなくてがんがん使って、教科書もデジタル教科書が出るのだったら、そういうのに対応していくような使い方をしていっていただきたいと思います。この10年後に、私たちは多分使いものにならない人になっているかもしれませんけれども、その私たちが考えるのではなくて、若い人たちにどんどんこういうのを使っていって、社会人になったときにみんなに後れをとらないような教育をしていってほしいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

子供たちの学習についてですけれども、今回の長期休業によって、子供たちそれぞれの学習の取組方の違いが見えたところもあるのではないでしょうか。日頃の家庭学習の取り組みといいますか、出された宿題が分からないとき、そのまんまにしてしまう子供もいれば、自分でいろいろ調べて答えを導き出すように工夫する子などもいます。家庭学習の仕方などは、日頃から学校でも指導していることと思いますが、中学校の学校経営方針では考える力の育成、主体的・対話的で深い学びの推進、この部分をもっと強化する何か新たな方法で、教えられるだけではなくて、その後に自分で理解して、できないところに自分で気づく力、そういう力をつけるような学習の方針を行ってはどうかと思います。その辺について、学習の対応についてお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) まず、ICTの積極的な活用ということでありますけれども、当然、積極的には活用していきたいというふうに思っております。ただ、通常の授業でいきますと、今の休業中であるがために、オンライン授業をしなければ、せざるを得ないという状況、それはやむを得ないのかなというふうに思っておりますけれども、基本はやっぱり対面の授業、これは原則ですし、それが一番学びにつながるなというふうに思っております。そのときにタブレット等も含めたものを活用することは、有効な指導方法の一つだというふうに捉まえていますので、やっぱり使い方なのかなというふうに思っております。

それから、今後の学習の取り組みということでありますけれども、今、議員おっしゃったもの、主体的、対話的で深い学びという、なかなかちょっとこの言葉だけで何をということでありますけれども、一般的にアクティブ・ラーニングという言い方されております。新学習指導要領ということで今何を学ぶかだけではなく、どのように学ぶ

かが重視されていますということで、その中核をなすのがアクティブ・ラーニングとい うふうに言われています。

これは特別なものではなくて、多分、皆さん御経験あるかと思うのですけれども、単純にただ勉強で授業して、教科書見てノートとってと、個人でやるだけでなくてどのように調べればよいかを考える。例えば、テーマについてグループで話し合う、グループで話し合った内容をまとめる、それから調査・研究、友人との共同、まとめ、表現、発表などというのは、これは授業・授業で教科に関わらず、いろいろな教科部分で実施をしているところであります。既に日常的にアクティブ・ラーニングというのは実施しておりますけれども、今後はよりそこに重点を置いた取扱いを各教科で実施をしましょうということでおりますので、それについては小学校も中学校も昨年度からそれに向けた取り組み、準備をしておりますし、今はそこに向けて進めているという状況であります。

以上です。

○議長(本田 学君) 1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) 教えられるだけではなく、自分の分からないところに気づくという、そういう学習方法はとても大事だと思っております。最近では、公立高校でも独特な発想で教育を行っている学校もあります。私も子供の時のことを思い出してみると、何で宿題がたくさんあるのだろうと思いながら、昔は部活は日が暮れるまで行っていましたし、子供のゆっくりする時間はなかなかなかったような気がします。それは今も同じで、子供たち8時から帰るのが6時、7時、本当に大人の働き方改革でないですけれども、子供にもやっぱり自由な時間というか、休める時間も必要だと思います。その後、帰ってから2時間家庭学習をするというのは、とても大変なことだとは思います。

私、子供の時にいつも思っていたのですが、1日勉強を5時間なりして、その後の1時間でも自習時間にしてくれたら、その日の分からなかったことは自分で勉強して、その日のうちに解決するのになといつも思っていました。それなのにたくさん宿題を出されて、時間を使って嫌だなと、子供心に思っていたのを先ほど思い出しました。これは極端かもしれませんけれども、ぜひ陸別町も子供たちの主体性を強める学習に力を入れていっていただきたいと思います。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 若干の部活動と学習の関わりも出ておりましたけれども、 さっきちょっと漏れておりましたけれども、部活動につきましては、今の働き方改革だ とかの部分もありまして、部活動につきましても今、火曜日は必ず週1回休みとなって おります。それから、土曜日・日曜日につきましても、どちらか必ず1日だけというこ とになっております。今は、火曜日、当然休みなのですけれども、土日も少し休みにし ているというのが、今、出だしかなというふうに思っております。 時間についても平日は2時間程度で、土日の休業日は3時間程度ということでありますので、従来から見ると大分上限の制限をしながら、効率よく部活動をしていただいているというふうに思っております。

それから、今後の学習の取組方ということになろうかなというふうに思います。いろいろなお考え方あるかもしれませんけれども、あくまでも子供は個人差がありますので、やっぱり個別に学習の定着をどう身につけさせるかということになろうかと思いますので、あくまでも授業は授業なのですけれども、予習、復習、授業ここは大切なのかなと思っております。

今回、長期休業中で保護者の方も大変御苦労されたかなというふうに思っておりますけれども、学校の授業だけでなくて、家庭学習がこれからとても大切なのだということになったというのは、とても強く感じられたかなというふうに思っております。保護者についても今後、家庭学習の仕方については子供にさせるだけでなく、自分たちでどう理解して子供に向き合って対応していくかということも、少しずつ学んで成長していかなければ、子供たちの学習の定着にはつながらないのかなというふうに思っておりますので、それは学校と各家庭とまた連携をしながら、新たなスタイルを確認しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長(本田 学君) 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分 再開 午後 1時00分

- ○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。
 - 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) それでは、引き続き一般質問に入らせていただきます。 次に、地域防災強化のための公務員の消防団加入についてお聞きいたします。

陸別消防団は、2018年に設立100年を向かえ一層の活躍をし、町民が安心・安全に暮らせるのも、日々訓練を重ねている団員のおかげだと感謝しております。5月3日には、建物火災と山火事の2件の火災がありました。このときも消防署員はもちろんのこと、団員の活躍には本当に感謝するところです。

ここ数年は全国的にも自然災害も多く、消防団は地域における防災体制の中心的存在として、これから町民の安心・安全の暮らしを守るための役割が、ますます増えていくのだろうと思います。けれども、団員数は全国で減少してきていて、昭和30年頃には全国で200万人いた団員が、令和元年には女性・学生消防団を含めても約83万人と減少の一途です。北海道においても市町村合わせた条例定数は、令和元年時点で2万8、458人に対して、登録数は2万4,828人で、3,630人の欠員となっております。この欠員数は、全国都道府県でも一番多いです。この土地面積が広くて、森林も多い北海道で団員が確保できないというのは、とても大きな問題です。それに加えて平均

年齢も上昇が進んでいます。本町も例外ではなく、現在56人の定員に対して49人と、7人の欠員となっています。

このような全国的な団員減少に歯止めをかけるために、総務省では平成25年に消防団を中核とした、地域防災力の充実・強化に関する法律を成立しました。この法律の一番の目的は、防災力強化のために消防団への加入促進で、処遇改善や報酬、退職報償金の引上げ、そして地方公務員の消防団員確保の協力が上げられています。第10条には、公務員の消防団員との兼職に関する特例が書かれていて、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう必要な措置を講ずるものとするとあります。平成25年、平成26年には、総務大臣名で各市町村長宛てに書簡を送り依頼したとありますが、現在、本町では役場の職員で消防団に加入している人はいませんが、このときに町職員の加入について検討がなされたことがあるのでしょうか。そして消防団を経験している町長として、消防団への期待と思いをお聞きいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

〇町長(野尻秀隆君) 消防団員の定数、任免、服務等に関する条例、これは平成27年条例第21号の第3条、これでは消防団員の任用を規定しており、団長が町長の承認を得て任命することとなっているところでありますが、現在の団員数は議員おっしゃるように、定員56名に対して現在49名、7人が欠員ということであります。現状では広く募集はせず、消防団員が新たな人材を見つけてくるという、そのような状況でないのかなと思っております。

建物等の火事以外で、例えば山火事や風水害等の災害時には、災害対策本部を設置することになりますが、役場の職員は、全員がその組織下に入って行動することとなるため、当町のような少ない職員の中から消防団員として別行動をとることは非常に難しく、これまでもそのようなことで消防団員の加入はありませんでした。今後、ますます消防団員の欠員が増えるなどして消防団からの要請があれば、役場職員の消防団加入について検討する必要もあろうかと思いますが、現在のところはそのようなことは考えておりません。

なお、私から申すまでもなく消防団員の皆様には、議員も先ほど述べられておりましたが、自分のなりわいを持ちながらそういう防火、そして災害の時に出動いただいておりますこと、常々感謝をしているとこでありますし、これから先もそのことについてはよろしくお願いしたいと、そのように思っているところであります。

○議長(本田 学君) 1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) 町長のおっしゃるとおり、防災対策本部が設置された時は、 出動は困難になると思いますけれども、そして自分の任務を遂行することは、地域住民 の安全を守るために大切なことだと思います。そして町職員としても大事な仕事だとい うことは理解しています。

しかし、十勝19市町村のうち13市町村では、公務員及び準公務員が加入していま

す。中には団員の1割以上が、地方公務員という町村もあります。もちろん役場の職員ですから、災害時の取り決め、任務の優先順位を策定し、消防団としても訓練に参加しています。消防団の仕事は災害だけではなく、火災のときの出動もあります。緊急のときは、まちから離れている酪農家の方たちより、まちの職員はいち早く現場に向かいますし、消防団で訓練したことは、防災対策本部の業務の中でも大変役に立つと思います。私たち議員も消防演習などを見させていただいていますが、いつも感心します。

このように町民の安全を守るために訓練をし、活動をしてくれている消防署員・団員がいてくれて心強く思います。この規律のない無駄な動き、混乱時でも人に分かりやすい伝達、チームとしてのコミュニケーション能力、このような訓練を受けている町の職員が緊急時に対策本部として活躍してくれたら、活動に大きな成果が上がると私は考えますが、もし加入したい人が出てきたときなどを考慮して、町長はそのときはどういう判断をされるのかお聞きいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 十勝でもほかの町村で、役場職員が消防団に加入しているというのは、私も存じ上げているところですが、その役場・役場で職員のボリューム等々ありますので、うちのまちを考えた場合には、なかなか難しいのかなと。消防も一番重要なのは、町民の生命・財産を守るという尊い仕事がありますし、先ほども申しましたように、町の職員もやっぱり緊急時対策本部等を作ったときには、同じような仕事をせねばならない。ただ、議員おっしゃるように、加入することでそういう専門知識等も自分の身について、強いては町のためになるということも重々分かっておりますが、先ほど申したとおり、団からの要請があれば真摯に、支障のないように考えていく所存ですが、今のところそうですよというようなことは考えておりません。

○議長(本田 学君) 1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) まちの規模は調べたところでは、そんなに関係ないのではないかなと思います。まちとして消防団に加入してもらって、災害時に職員も一緒に働いてもらうということが一番大切だと思いますし、災害時の職員の業務については理解しています。現在、団員の中には災害協力業務に関する協定を結んでいる建設業協会や、林業事業所に籍がある人もいます。要請があったときは、この方たちもその要請を優先することだと思います。条件は皆同じですので、ぜひ今後も検討していただきたいと思います。

災害対策本部が設置されたことを仮定して加入できないというのは、対策本部ができるというのはそんなに頻繁ではないと思いますので、ぜひもう一度御検討いただきたいと思います。消防団の方たちは、みんな本業を持ちながらも郷土愛の精神で務めてくれています。そしてそこでいろいろな職種の人たちと、本町の職員が一緒に活動することは、本人の今後の仕事にもとても役に立つことがあると思います。

現在、消防団協力事業所は町内に4件あり、民間会社の協力がなくてはならないもの

となっています。しかし、そこだけに頼らずに、ぜひこの100人いる本町の職員から も入団し、一層の防災の強化が図れればよいと思っていますので、今後とも消防団と意 見交換をしながら検討していただきたいと思います。

そして防災については、今年3年に一度の防災訓練の年であります。コロナウイルスの感染拡大で避難の制限や対策が練られている中、災害が起こり、避難所の開設となったときの対処法など、シミュレーションを3年に一度の防災訓練の中でしてみるというのはどうでしょうか。避難所での人の間隔、実際2メートル空けるとなると、どこの場所にどのぐらいの列ができるのか、物資を提供するにも炊き出しを配るにも間隔を空けると、長蛇の列になると思うのですが、それをどう取り仕切るのか全く想像がつきません。

昨日の補正でも災害対策の備品の購入がありました。そのパーティションなどを素早く必要な場所を見極めて設置できるのでしょうか。私たちも1年に1度するキャンプとかでも、テントを立てるだけでもあたふたしてしまう状態です。一度本番のつもりで経験してみることは、とても大事だと思います。図上の避難訓練ではなく、実際に体験して安全を守っていただきたいと思います。

3月には標茶町で、大雨と融雪で河川が上昇し避難指示が出され、2,640人が避難 所に避難しました。コロナウイルスの感染拡大がある中で、避難所開設に大変苦労した そうです。災害時のことに関して、町としてのコロナウイルス感染拡大に対応する新た なマニュアルの作成は考えているでしょうか、町長にお聞きいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) まず、先ほど町の規模と議員おっしゃいましたけれども、町の規模でなくて町の職員の数という意味で、先ほど私、お話しました。 100人とおっしゃいますけれども、病院の先生、看護師さん、保育所の先生等を引くと、約60人の職員で回しているという、そういうようなことになります。

しかしながら、職員の希望等も議員おっしゃるように出てくるかもしれませんので、 そのときはどうするか、希望に応えることができるようになるのかどうか、そこら辺も 含めて検討していく必要があるのかなと、そのように思っております。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、本年5月21日付で内閣府また消防庁、厚生労働省の連名によりまして、参考資料が参考例として示されたばかりでありますが、今後、有事に備えて対応策を検討していくとともに、必要な物品等を購入しておく必要があると、そのように考えているところであります。

また、今年は防災訓練とりあえず予定している年ですので、そこら辺もいろいろ含めて、そういうようなこともできれば組み入れる必要もあるのかなと、可能であればですが、そのときにはまた議員の皆さんも、議員おっしゃるように参加いただいて、その感覚を味わっていただきたいと、そのように思っているところであります。

○議長(本田 学君) 1番中村議員。

○1番(中村佳代子君) 時間も押してきましたので、避難訓練では炊き出しについてでも町民課と保健センターが担当になっているようですけれども、実際200人の食事を急に作れといっても、なかなか素人には難しいと思います。実際これを試してみて、もし難しいのであれば飲食店組合とかと、新たに災害の協定を結ぶなり何かする方法もあると思いますので、ぜひ今後検討していっていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

消防署員、消防団員の車両運転に必要な免許取得の助成についてお伺いいたします。

現在、消防団の所有する車両は5台ありまして、7.5トン、1トン、8トン、9ンク車1台、3.5トンの消防車2台、5トンの消防車1台、この車両が配置されていて、車両に合った免許を持った人を各班に振り分けていることだと思います。普通免許は、その時代で免許のできる車両の大きさが変わってきていまして、ここにいる私たちはきっと8トンまで普通免許で乗れるのかと思いますけれども、9、行っている普通免許は、3.5トンまでしか乗れないです。それにオートマの限定免許というのも、だんだん浸透しつつあります。

現在、本町の団員は、酪農従事者や建設業関係の人が多いので、他町と比べても大型免許の保持率は高いですが、今後、若手団員の育成も大切ですので、車両に必要な免許の助成をぜひ行っていただきたいと思います。今回、購入の消防車はオートマでもありますが、全ての消防車に乗れるサイズの免許、中型がよいのか大型がよいのかは、現在、持っている人の免許の種類によっても違うとは思いますけれども、どちらにせよ最初に消防団に入ろうと思って大きい免許を取る人はいないと思いますので、今後、まちの安全のために活躍してくれる消防団員の方に、一層意欲を持って頑張ってもらえるように、免許のワンランク上というのか、サイズアップの応援する形で補助金を出してはと思いますけれども、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 先ほどの炊き出しのお話もありましたが、たしか6年前、防災訓練あったときに炊き出しの必要性もあることから、商工会の女性部の協力をいただいて、手助けしていただいているという実績もありますし、その必要性は十分に考えられますので、そういった協力をいただけるようなことを我々も想定しておりますし、依頼等もしていきたいなと、そのように思っています。

また、今の御質問でありますが、消防署員、これは議員も御存じのように、十勝広域 消防事務組合の署員は職員でありますが、現在は職員採用募集時に条件として、採用後 大型自動車運転免許及び普通自動車運転免許の取得が必要になることを掲げておりま す。車両運転免許は、署員が日常業務に必要なものであることから、大型自動車運転免 許などを取得する場合は、自費で取得しているところであります。自己負担、大体30 万円ちょっとぐらいかかるというふうには聞いているところであります。

なお、十勝広域消防事務組合、これは十勝管内の消防署では、大型免許取得の際の助

成等は実施していないということであります。消防団員の場合は、それぞれの班の運用 する車両によりまして、運転免許の区分が変わってきますが、ほとんどが中型免許以上 ということになります。

議員も先ほどお話の中にありましたが、現在、準中型これは5トン限定、所持者は5名おりますが、そのうち3名が所属する班の車両の運転ができない状態になっているということであります。それでは中型免許を取得する必要があるということであります。現状では、各班に1名ずつそういう人がいるという状況でありますが、必ずしも全員が大型免許または中型免許を取得している必要はないと、そのように考えております。

ただし、今後、若い団員が多く入ってきた場合に、消防車を運転できない者がさらに増えてくる可能性もありますので、消防車両運用に支障が生じる前に、議員のおっしゃるような対策を考えていく必要があるのだろうと、そのように考えているところであります。

- ○議長(本田 学君) 1番中村議員。
- ○1番(中村佳代子君) 今、町長からお話あったように、若い団員が育ってきてから免許のサイズアップのことは考えるということでしたけれども、やはりこれは世代交代が始まってからではなくて、今のうちから1年に1人ずつぐらいでも予算を組んで、消防団員の大型免許の取得に、まちとしても団の継続に対して応援していくべきだと思いますので、その辺も考慮して考えていただきたいと思います。

消防署の署員のほうも、高校卒業して3年後に大型免許が取れると思うのですけれども、最初の初任給から37万円、今の若い人が取ると37万円ぐらいかかります。ぜひ、まちのために頑張ってくれている、昼夜問わず町民の安心を守るために日々訓練して努力している消防署員にも、ぜひ助成をお願いしたいと思います。十勝広域の職員となりましたが、転勤があるわけでもなく、形態は以前と変わったわけではありません。このような町の助成は、今も町長に裁量権はあると思いますので、ぜひ今後も御検討いただきたいと思います。

これで一般質問終わります。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 消防署、消防団というのは、先ほども申し上げましたが、町民の生命・財産を守る最大のとりででございますので、そういったことも含めて、これからも真剣に考えていきたいと思っております。
- ○議長(本田 学君) それでは、一般質問を続けます。 3番久保議員。
- ○3番(久保広幸君) 3番久保であります。

それでは通告に従いまして、今日は、次期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画及び新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策につきまして、町長にお伺 いします。 それでは最初に、次期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてお伺い しますが、今日は主に介護保険事業計画を取り上げたいと思います。

御承知のとおり、この計画は介護保険法に基づき、3年ごとに策定されるものでありまして、現行の計画は平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期ということになります。今年度中に介護保険給付に要する費用の動向や高齢者保健福祉施策の進捗状況を踏まえて見直しを行い、次年度からの3年間を計画期間とする第8期計画に備えていくものと思っております。

また、介護保険制度が平成12年にスタートして以来、3年ごとに改正が行われ、制度自体の在り方や人口構造の変化に対応できる制度に見直されておりますが、最近では2018年(平成30年)であります。さらには、その前が2015年(平成27年)の改正であります。本来の次期計画についてお伺いする前に、その改正の経緯の中で当町に関係する事業についての大まかにたどってみたいと思います。

まず、2015年(平成27年)の改正でありますが、これは第6期計画に関係しているもので、特別養護老人ホームへの新規入居の条件が原則として、要介護3以上に引き上げられておりますし、従来からあった訪問介護と通所介護のサービスのうち、要支援者向けの予防的な位置づけのサービスが、訪問型サービスと通所型サービスに組み替えられて、運営の指針づくりや報酬の制定権限が国から市町村に移管されております。このことによって、家事代行などの生活支援は、NPO法人やボランティアへの委託が可能になるとともに、従来は要支援者以上と認定されなければ利用できなかったサービスが、将来に介護が必要になりそうな方々もある程度は利用できるようになっております。これが当町では、平成28年度にスタートした介護予防日常生活支援総合事業となり、介護予防給付である介護予防訪問介護と介護予防通所介護を移行させて今日に至っております。

さらには、介護保険サービスの利用する際の自己負担割合も、その方の収入に応じて 1割が加算されることになり、最大2割負担に変わっておりますし、特別養護老人ホーム入居に関わる補足給付についても、一定額以上の資産保有者は打ち切りになっております。

次に、2018年(平成30年)の改正では、少子高齢化が進む人口構造においては、少数の現役世代が多数の高齢者を支える必要があり、世代間で不公平感が高まるとして、一部の介護サービスを利用する際の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられております。また、要介護・要支援認定を受けていて、症状が慢性化している方への長期的な療養介護のニーズに応えられる施設として、これまでの介護療養病床に代わる介護医療院が創設されることになっております。さらには、介護を必要とする高齢者や障がいを有する方が、同一の事業所で支援サービスを受けられる仕組みとして、共生型サービスが創設されております。

それでは本題に入らせていただきますが、冒頭でも申し上げましたように、現行計画

における高齢者保健福祉施策の進捗状況を確認させていただき、その後に、介護保険給付に要する費用の動向を検証したいと思います。

最初に、現行計画における施策の進捗状況についてでありますが、そのためには介護 予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を把握しておく必要がある ものと考えます。次期計画におけるこれらの調査、これはこれから行われるものと思い ますが、現行計画、さらには次期計画の作成に対して行われたものを含め、検証させて いただきます。

まず、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてでありますが、これは65歳以上の一般高齢者と要支援認定者を対象に、調査票への自らの記入及び介護支援専門員による聞き取りによって行われたものでありますが、その結果がまとめられております。介護が必要になった場合の介護の希望について、町内の特別養護老人ホームなどで受けたいが一番多く、次いで自宅で家族と介護サービスを組み合わせたい。自宅で家族中心に介護を受けたい。医療機関に入院して介護を受けたい。町外の有料老人ホームなどで介護を受けたいの順だったということでありまして、前期計画の策定に当たって行われた際には、自宅で家族と介護サービスを組み合わせたいが一番多い回答であったのが、現計画では町内の特別養護老人ホームなどで受けたいが最上位になっていることから、施策としては町内に住み続けたいが、無理に在宅ではなくてもいいという意見が多いと判断して、安心した老後が保障できるような施策が必要としております。

また、在宅介護実態調査につきましては、これは在宅の要介護認定者及びその主な家族介護者を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と併せて調査されたものでありますが、調査対象者が抱えている疾病は認知症が多く、老々介護が実態となっていることから、介護者が不安が感じている介護等についても認知症への対応が最も多くなっているものの、在宅で生活する認知症を患っている方は、身体的には問題のない方が多く、施設等への入所や入居の検討においては先のめどがつかないことで、将来的な方向性が持ちづらい状況になっているとされております。したがいまして、介護者の心理的な負担が増すおそれも考えられることから、町内のサービスが循環して受けられる施策が必要としております。

以上の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえて、 現行の計画の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

現行計画における具体的な取り組みとしては、大きく4点が掲げられております。

1点目が、医療・介護・福祉が連携し、住みなれた環境で暮らし続けることができるまちづくり。2点目が日々の生活に楽しみが持て、つながりや支え合いを大切にできるまちづくり。3点目が、介護の重症化を予防し、介護予防と健康づくり、自立支援の推進。そして4点目が、高齢者の尊厳や権利擁護を大切にした地域づくりであります。

今日は、主に1点目の医療・介護・福祉が連携し、住みなれた環境で暮らし続けることができるまちづくりについてお伺いしたいと思います。最初に、65歳以上の高齢者

の転出数の状況につきまして、前期計画の初年度であります平成27年度以降令和元年度までの実態をまずお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 平成27年度以降の65歳以上の転出者についてでありますが、年度ごとの人数と町で分析したその転出理由の概要をまずお答えしたいと、そのように思います。

まず、平成27年度は30名の転出、そして町外家族との同居が9名、施設入所や入院が3名、高度もしくは専門医療受診のためが4名、以外の自己都合等によるものが14名ということになっております。次に、平成28年度は14名の転出で、町外家族との同居が2名、施設入所が1名、自己都合等が11名となっております。平成29年度は12名の転出で、町外家族との同居が1名、施設入所・病院入院が4名、自己都合等が7名。次に、平成30年度は6名の転出で、町外家族との同居が2名、施設入所1名、自己都合等が3名となっております。令和元年度は8名の転出で、町外家族との同居が1名、施設入所が1名、自己都合等が6名となっており、5年間の合計では転出70名、町外の家族との同居15名、施設入所・病院入院が10名、自己都合等が41名と、そのようになっております。

- ○議長(本田 学君) 3番久保議員。
- ○3番(久保広幸君) 住みなれた環境で暮らし続けることができるまちづくり、これを推進する上でただいまお答えいただきましたその指標となるのが、この65歳以上の高齢者の動向ということになるわけでありますが、現行計画では毎年度いずれも10名以内を目標値にしております。その意味でいけば、第7期でいけば10名以内で、最近は推移してきているのではないかと、そのように考えております。これを実現するために介護事業計画では、七つの施策を掲げておりますが、1点目は医療機関との連携強化、2点目は地域包括支援センターの機能強化、3点目は介護人材確保対策の推進、4点目は医療介護の連携、5点目が認知症施策の充実、6点目は介護保険サービスの充実、そして7点目が地域支援事業の充実となっております。

それぞれに現状の分析が行われ、それに対応する計画が示されておりますが、それらは広い意味での地域包括ケアシステムの改正整備ということに収れんされるものと考えます。申し上げまでもなく地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても住みなれた地域において、自分らしい生活を最後まで続けることができるように、地域内で助け合う体制ということでありますから、保険者である市町村は地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて施策を作り上げていくことが必要になります。ただ、実態としてはその対応において、高齢化の進展状況や介護保険財政の地域差によって、一律には論じられないことも理解しなければならないものと思っております。とはいえ、現に介護を必要される方がおられるからには、その体制の整備に向けて限りない努力を積み重ねなければならないわけであります。

それでは、先ほど申し上げました具体的な取り組みにとしての七つの施策について、 地域包括ケアシステムの体制整備を中心に項目ごとにではなく、横断的に検証してみた いと思います。

最初に、地域包括支援センターの機能について伺います。

地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関とされており、 主な業務は介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、そして 地域ケア会議等とした包括的継続的ケアマネジメント支援業務など、広範な分野を担う ことになりますが、実際の業務に当たっては、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門 員の3職種によるチームアプローチを基本にしておりますが、それらの職種の配置と チームアプローチの実態についてお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 職種の配置について、現在は、主任介護支援専門員研修を受講しました保健師が、保健師業務と主任介護支援専門員の職務を兼任するというような形になっております。社会福祉士については、平成29年度に採用したものの、退職により現在不在となっております。社会福祉士という資格者の配置は大事かとは思いますが、地域に溶け込むことができる能力が、我がまちが求める地域包括支援センターの3職種の資質と、そのように考えております。チームアプローチの部分につきましては、社会福祉士不在の体制となってはいますが、社会福祉士専門性を地域に生かすような事業を展開してきた実績がありますので、今後も同様に進めてまいりたいと考えております。

参考までに社会福祉士の専門性を生かした事業等としては、平成25年度から27年度、市民後見人養成研修及びフォローアップ研修の実施、平成28年度は社協への後見実施期間業務の委託、平成29年度は足寄町、そして広尾町の社会福祉士を講師に町民向け講演会「賢く使おう我がまちの医療と介護」、そういうことを行っています。平成30年度は、登別市の社協事務局長、この方は社会福祉士ですが、講師に町民向け講演会「日頃の自治会活動を考える住みやすい地域を目指すため」、そのようなことを行ってきております。

以上であります。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) この3職種の配置につきましては、第1号被保険者の数によって兼任も認められる部分がございまして、その部分が社会福祉士が例えばいないからといって用を足さないとか、そういうことではないのですが、ただ、一応、3職種を定めているということでありまして、それぞれに専門性が持っていることになりますので、兼任ということでありましても、兼任であっても一定の見識は持っていただきたいと、そのように考えるところであります。

次に、介護の資質向上について伺います。

御承知のとおり、介護サービスは基本的には人が人に対して提供するサービスであります。したがって、介護サービスを支える人材が、介護サービスの質を左右する鍵になっております。介護保険制度施行後、サービスの提供量が逐次に増加し、また、介護福祉施設などではユニットケアの普及などによって、介護サービスを担う人材に求められる質の水準も高度化していく傾向にあり、これまで以上に介護サービスを支える人材の資質の確保、向上が重要な課題になっております。

一方で、介護サービスの提供に携わる従事者の要件については、各サービスごとに設けられている指定基準において定められております。しかしながら、その内容は介護保険制度施行前のものを引き継いでおり、基本的には最低要件が定められているにすぎず、医療関係職種を除いては介護サービスの従事者には、特段の資格要件や義務的研修が求められていない場合がほとんどで、現任者に対しても体系的な研修の仕組みが用意されていない状況にあります。

加えて、現下の介護人材の不足は採用を優先する余り、任用時の適時適切な研修がおざなりになりがちであります。このような状況下において、現行計画では介護の資質の向上と労働環境、処遇の改善に関する施策が掲げられております。介護の資質向上としては、介護資格取得に向けた助成制度や介護職員初任者研修の開催、それから労働環境処遇の改善においては、介護の職場のイメージアップや介護人材雇用支援策の協議などを計画しておりますが、その具体的な取り組み内容と成果の進捗状況についてお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 介護の資質向上に向けては、介護事業所で行っている取り組みや課題の把握が必要であると、そのように考えております。現時点では、第8期の計画 策定に向けまして関係機関にヒアリングを行い、これから整理していこうというそうい う段階であります。
- ○議長(本田 学君) 3番久保議員。
- ○3番(久保広幸君) ただいま介護の資質向上について、町長から御答弁いただきまして、先ほども申し上げましたが、資格取得に向けた助成制度、これは再三この一般質問だけでなく、逐条の質問の中でも出てきているわけでありますが、この助成制度の実績が現実に伴っていないということで、この助成制度の使い勝手にも答弁の中で言及されていた経緯がございます。

私は、この資格取得助成制度の使い勝手が悪いとは思っていないわけでありまして、 人材の絶対数に余裕がないことで、研修の機会が狭まっていることこれをしんしゃくし たにしても、事業所と介護従事者本人の考え方の問題だと思っているわけであります。 この助成制度、次期計画においても継続されることになるのだろうと思っております が、お考えを伺いたいと思います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) ただいまの介護職員等資格取得研修支援事業、これは町内の介護職に従事する人材の育成確保と、それと定着を図ることを目的に、その資格取得及び研修事項に関わる費用の一部を助成するものであるため、次期計画においても介護人材確保対策として継続していくという、そのような考えであります。

しかしながら、議員おっしゃるように、現在までに利用実績がないという現実から、 事業の内容そのものの見直しも必要なのかなと、決して悪い制度ではないと思っている のですが、そういうことがありますので、そんなようなことを考え、見直しも必要なの かなというふうに考えておるところであります。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) 資格が全てでないというのは、私どももよく存じているところでありますが、やはり先ほども申し上げましたように、人材の確保が難しいとなれば、なかなか一定水準の介護者・福祉従事者を確保するというのは、非常に難しいことになります。加えてやはり資格取得者を一定程度雇用するということは、それぞれの施設の経営においても非常に有利になることになります。病院と同じように看護師の配置基準が手厚くなれば、報酬も厚くなると同じようになりますので、今後、施設等の差別化が図られてくる中で、やはり資格取得者を一定程度確保できる体制だけはとっていただきたいと、そのように考えております。

それでは続きまして認知症対応施策について伺います。

繰り返しになりますが、現行計画の策定に際して行われた在宅介護実態調査において、在宅の要介護認定者が抱えている疾病は認知症が最も多く、介護者が不安に感じている介護についても、認知症への対応ということでありました。現行の計画では、認知症になっても本人の意思が尊重され、住みなれた地域で暮らし続けるために認知症初期集中支援チーム、それから認知症地域支援推進員による認知症施策の充実を図っていますと、このように記載されているわけであります。この認知症初期集中支援チームと認知症支援推進員の活動状況についてお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 認知症施策として、国は地域支援事業の中に認知症施策推進事業を位置づけまして、認知症の早期診断と早期治療に向けた体制構築を目的とする認知症初期集中支援チーム、それと相談業務及び認知症の普及啓発を目的とする認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの作成を主な事業としております。

このうち認知症ケアパスについては、平成30年度に作成し、全戸に配布しています。また、認知症予防を主な内容としたほっとカフェを企画・開催、こちらは陸別NPO優愛館、しらかば苑、地域包括支援センター、介護支援専門員で構成する実行委員会で企画・運営を行い、介護や介護予防に関する知識の提供や介護施設職員、介護支援専門員等に参加できる場としての事業を行っております。

認知症初期集中支援チームは、診断を受けていない方、医療を自己中断している方を

対象とする認知症の初期支援チームとして、集中して行うものであります。認知症初期 集中支援チームという名称で会議等は行っておりませんが、メンバーとなる医師、地域 包括支援センターや関係者が参加する高齢者サービス調整会議や、診療所、カンファレ ンスなどをそれに位置づけ、情報共有や対応の検討など行っているところであります。

- ○議長(本田 学君) 3番久保議員。
- ○3番(久保広幸君) それでは、現行計画に対する検証の最後になりますが、生活支援コーディネーター、これの配置について伺います。

生活支援コーディネーターに求められる役割については、後ほど伺いますが、今年度、社会福祉協議会に104万9,000円の委託料で業務委託しているのが、この生活支援コーディネーターということになるのかお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) これに関しては、議員お見込みのとおりでございます。
- ○議長(本田 学君) 3番久保議員。
- ○3番(久保広幸君) この生活支援コーディネーターの役割について、私も少し調べてみましたが、それは大きく三つに集約されるとなっておりまして、1点目は社会資源の把握と地域住民のニーズに合わせた福祉サービスの開発と育成、2点目が地域における新しい福祉ネットワークの構築、そして3点目が地域における支援に関するニーズと取り組みのマッチングとなっております。

これはまさにこの役割、この仕事の内容は地域包括ケアシステムそのものだと、私は思うわけでありまして、したがいましてこの生活支援コーディネーターには、業務独占の資格は必要ありませんし、業務委託も可能でありますが、本来的には地域包括支援センターの社会福祉士が担うべき仕事だと思います。これを社会福祉協議会に業務委託するに至った経緯をお伺いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 生活支援コーディネーターの委託業務は、介護保険サービス以外のサービスの充実、当町においては配食サービスや除雪サービス事業などを担っている社協事業の充実と見直しが大変重要と認識しており、社協側も同じ思いであったこともあり、委託したものであります。

現在は、社協と包括の担当者で生活支援サービスの充実や、地域における支え合いの 体制づくりを考えるための地域ニーズの把握、共有を図る目的で毎月1回、生活支援体 制整備事業における生活支援連携会議を実施しているところであります。

また、昨年度時点で十勝管内において、町直営で生活支援コーディネーターを配置していたのは、本町ともう一つの自治体だけで、ほかは全て社会福祉協議会に委託して実施しておりました。生活支援コーディネーターに必要な資質は、地域を見る視点であると考えておりまして、社会福祉士だけでなく、保健師でも介護支援専門員であっても地域を見ることができ、施策を構築できる人材に担っていただくことが肝要であろうか

と、そのように考えております。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) 社会福祉協議会の業務委託の状況、これは毎年度の町予算の審議に際して、提示されております委託料の積算内訳によってうかがい知れるわけでありますが、限られたスタッフの中で今年度、新たに業務が加わったわけでありまして、それでも実効性のある遂行が可能と判断してのことだと思いますので、今の段階では期待したいとそのように思っております。

それで本題の次期の計画について伺いますが、冒頭でも申し上げましたように、国の制度も内容の制度に違いはありますが、3年ごとに見直されております。保険者であります市町村はもちろんのことでありますが、事業者にとりましても制度が目まぐるしく変わることに、翻弄されてきた感は否めないと思います。

最初に、介護保険法改正の動向についてでありますが、これは次期第8期に関わる分でありますが、社会保障審議会介護保険部会での法改正のための審議が昨年12月に終了しております。かねてから議論されておりました介護保険料の負担年齢の引き下げ、現在は40歳以上ですが、これの引き下げです。それから、介護施設の多床室料の自己負担、それから居宅介護支援の自己負担、その居宅介護支援とは介護サービスの利用に当たって必須のサービス計画策定に係る費用でありますが、これは介護保険制度の創設時から全額を保険給付費で賄われてきたものでありまして、これの1割負担を求めたいとするものであります。

さらには、自己負担2割の対象年収の引き下げなどをもくろんでおりましたが、昨年 10月に消費税増税が実施されたことから、国民の負担を強いる改正は、いずれも先送りされるようであります。本来であれば国会審議されているところでありましたが、今年度コロナウイルスの関連で、まだ、法案は成立してないと私は認識しております。ただ、食費や居住費の一部に係る補足給付では、収入階層の細分化と預金残高の限度額が引き下げられ、国民年金受給者などには、厳しい改正内容になるのではないかと言われております。

これも議論されていたことでありますが、訪問介護の生活援助と通所介護に係ります要介護1及び2認定者の市町村への移行については、次回以降に先送りされておりますが、これは市町村での受け皿となる総合支援事業などが、特に地方において旧予防訪問介護・旧予防通所介護である第1号事業については、これはスライドしただけでありますから、整理が行われているものの訪問型サービスA、同じくサービスBについては当町も同様でありますが、整理が大きく遅れております。今後、この訪問介護の生活援助と通所介護の要介護1及び2認定者の市町村への移行議論が本格化してくるものと思っておりますが、その場合の体制整備が現行の枠組みのままでよいのか。私の思いをこれまで述べさせていただきましたが、保険者の立場として再編の問題でありますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 制度移行による要介護 1、要介護 2 認定者のサービス提供体制等の動きですが、厚生労働省の社会保険審議会介護保険部会の報告によりますと、2021年度の次の制度改正では、それを実施しない方針を決めたと、そのように確認をしております。確定事項でないことに対する発言は、混乱を招くおそれがあるため、ここで今どうこうと言うことは控えさせていただきたいなとそのように思いますが、いずれにしても制度改正等の動きにはしっかりと注視していかなければならないと、そのように考えていとるころであります。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) 以上、現行計画の進捗状況及び国の制度改正を踏まえて、次期計画の策定についてお伺いするわけでありますが、これまでは国の制度改正に対応することに終始してきたものと思っております。しかし、次期の計画においては、これまでに何度か伺っております介護サービス等提供体制の再編に関して、今、町長から法案等固まっていないものの答弁は差し控えたいという言葉がございましたが、これまでの伺った中では次期の介護保険事業計画、障がい者福祉計画策定の際は、人口構造から見た要介護認定者数の変換期であるということを踏まえて、医療福祉施設のゾーン化と経営体の再編について検討していく必要があろうかと考えていると、このようにお答えになっているわけであります。

現時点では、まだ構想を検討する段階ではなかろうかと思うわけでありますが、その中の介護予防・日常生活支援総合事業の展開、中間施設整備の考え方、そして第1号被保険者に係る次期介護保険料について、この3点についてお伺いしていきたいと思います。

最初に、介護予防・日常生活支援総合事業の展開について伺います。

現行計画においては、過渡期のサービスととらえられております。これは先ほども述べましたが、いずれは要介護1及び要介護2認定者に関する訪問介護の生活援助及び通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることになると思いますので、その意味では現時点での取り組みとしては、過渡期ということになるものと思っております。

次期計画では、訪問型サービスAやサービスB、さらにはインフォーマルなサービスをも含めて、先ほど伺いました生活支援コーディネーターの機能を生かして、保険者努力支援制度の具体的な取り組みが計画されるものと思っておりますが、考えを伺います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 介護保険の保険者努力支援交付金のことと解釈しますが、この 事業は令和2年度新規事業であり、予防健康づくりの取り組みを増加させる保険者に対 して、交付金が交付されるものであります。 新規事業で、まだその見通しが立っていない状況でありますが、当町は今年度、地域 支援事業の包括的支援事業のうち、社会保障充実分において認知症カフェの運営と生活 支援コーディネーターの設置を実施しているため、介護保険保険者努力支援交付金の交 付対象と、そのように考えております。

また、生活支援コーディネーターの機能を生かした取組については、計画策定委員会 に位置づけている地域包括ケアシステム推進会議において検討していかなければならな いと、そのように考えております。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) ただいま保険者努力支援制度のことについてお伺いいたしました。これはいわゆる介護インセンティブ交付金と言われるものでありまして、これは法律も変わりまして、介護予防等に関する取組の評価をしなければならないことになっていると思いますので、当町もそのような対応をしているのだろうと、そのように考えております。

次に、中間施設整備の考え方について伺います。

このことについては、現行計画でも触れられておりまして、当町はサービス付高齢者施設などの中間施設がないため、訪問介護・通所介護・短期入所、生活介護が、在宅生活を支える重要な役割を担っていますとしております。整備について検討を継続することになっております。これに関係して、高齢者共同生活支援施設福寿荘及び陸別町福祉住宅からまつハウスの入居者に係る介護予防・日常生活支援総合事業の利用につきまして、通所系サービスの利用は承知しておりますが、訪問系のサービスを利用されている方がおられるのかお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 福寿荘の入居者8名のうち、訪問系サービスの利用者はゼロであります。からまつハウス入居者5名のうち、要支援1で生活援助サービスを受けていらっしゃる方が1名いらっしゃいます。ちなみに福寿荘、からまつハウス合わせて介護予防・日常生活支援総合事業、これは要支援及び事業対象者で、通所系サービスを利用している方は現在いらっしゃいません。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) 次に、中間施設の整備についてお伺いするわけでありますが、 この際に、そのときにそこで一つのファクターになるのが介護予防・日常生活支援総合 事業、これをどう組み合わせるかということになるわけであります。後ほどお聞きする こともあろうかと思います。

中間施設の整備につきましては、市街地の未利用公有地の活用を含め、幾度か話題提起されておりますが、先に私の考えを述べさせていただきますと、施設設備を新たに整備することには否定的な立場であります。もちろんサービスの機能としては、福寿荘の現行の取扱いでは、中間施設にはなり得ないわけであります。

介護保険制度における地域支援事業や町単独の福祉関連事業においては、介護給付費だけではなく、委託料、負担金、及び補助金等を合わせますと、相当多額の財政支援になっているにも関わらず、認知症対応型共同生活介護並びに介護老人福祉施設への入居に至る過程で、介護認定を受けて要介護の状態になったばかりに、居住の場を失うことがあるとすれば、福祉施策としては極めて残念なことと思っております。

そのような状態に至らせないためにも、今後、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みが広がるであろうことを踏まえて、現に保有する施設・設備に中間施設の機能を持たせるなど、もはや事業の再編は避けられないものと思っておりますが、考えを伺います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 要介護認定を受けて居住の場を失うというより、要介護認定を受けて必要な介助・介護のある新たな生活の場に住まいを移す、そういう意味では本人の不利益になるものではないのではないかと、そのように考えています。むしろ生活が破綻する前に、介護認定を受けて必要な生活を考える過程は、本人が自身の老いと向き合う必要な時間と、そのように考えております。

しかしながら、要介護1及び2の認定を受けた方が、認知症高齢者グループホーム以外に住みかえができる生活の場がないことは事実でありまして、第8期計画策定に向け関係機関と協議しながら、その方向性を見出していきたいなと、そのように考えているところであります。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) ただいまの質問に時間を余り取るわけいかないのですが、 ちょっとやっぱり私ここを素通りするわけにいかないものですから、申し上げさせてい ただきますが、町長からの答弁をいただきまして、懸案の中間施設整備が未整備の状況 下における福寿荘入居者、これが要介護状態に至った場合の対応について、これは質問 は今日が初めてではないわけでありますが、何度も伺ってきております。

町長の答弁は変わっていないと、私は思っております。今日は特に触れられておりませんが、例えば福寿荘入居者が次のステージに向かうために、要介護認定を受けて要介護1以上になった場合、確かに対象者としてはふさわしくないわけでありますが、それをもって退去、即座に退去と、そういうことにはならないというふうに町長はお考えだと、そのように思っておりまして、そのことについては私も理解をしていたところであります。ただ、この退去に関して、一つ懸念されるのは、それをうかがわせる一つの例として、福寿荘の入居募集に関する、自治会を通して回覧文書が回るわけでありますが、そこに記載されております自立及び要支援で入居された後、要介護認定者となった場合は、当該施設を退去していただくことになりますと、こういうふうに書かれているわけであります。これを見て、入居者及びその家族はどう思うかということであります。

独居世帯で高齢等のために、独立して生活することに不安のある方が入居されていて、さらに介護が必要になったので退去していただくとなれば、その後の生活をどのように維持してもらうイメージを持っているのかと、これは当人もそうですし、福祉行政としてもどういうイメージを持っているかということであります。

入居者の家族としては、退去を求められることになれば、当然、次のステージへの支援を期待しているわけで、入居時よりも介護の必要性が増した状況下で、在宅生活に戻ることはあり得ないわけであります。それらの対応含めた施策が、まさに地域包括ケアシステムであり、先ほども申し上げましたように、地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても住みなれた地域において、自分らしい生活を最後まで続けることでありますから、高齢者福祉施策としてどのようにこの方の対応をコーディネートしていくかということが、行政として問われていると、そのように私は思っているわけであります。

したがいまして、先ほど一例として申し上げました自治会を通しての回覧の掲載文書、これは言い換えますと、高齢者福祉が不十分というか、行き届いていない状況を自ら示しているわけであります。もっと言わせていただければ、要介護の認定を受けたとしても認知症の症状がなければ、グループホームにも入居できませんので、福寿荘から次の場所をどこに持っていくのかということが、例えば認知症がなくてグループホームに行けないとなったら、要介護3以上の特養の入居を待つと、そのような状況になるわけであります。こういう心配を持っていることで申し上げたわけであります。

そういうことで、先ほど心配を申し上げたわけでありますが、再度、町長にお伺いしたいのは、町長の考え、私は理解しているのですが、なかなか末端の職員まで行き届いているのか。これは受託業者も含めてでありますが、その心配があるものですから、例えば福寿荘の入居者が、次のステップのために要介護認定を受けて、要介護1がついた場合、要介護1以上がついた場合、先ほどのチラシのような対応を即座にするのかしないのか、お伺いしたいと思います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 議員おっしゃることはよく分かっております。過去にも何回となく議論したことが記憶にありますが、諸問題あるのは、もちろん課題があるのは我々も理解しておりますし、しかしながら目的とするところは同じであると、そのように思っています。そこら辺に向けて、いろいろな取組をまた調査・研究して考えていかなければなりませんし、それは急いでまた皆様方に、そこら辺相談する機会もあろうかと思いますので、そのときに向けて今進んでいこうと、そのように思っています。

先ほど、議員一番心配していたこと、私も同じ心配をしているのですが、次の生活の場を探していくというのは、なかなか議員おっしゃるように難しいようなこともあるとは思います。ただ、そういう事情があるのに、即退去ということは我々も思っておりませんので、それはこちら側に、担当のほうに相談していただければ、それなりにできる

対応はしていきたいなと、そのようには思っているところですから、そこだけはちょっと誤解のないように、即退去という意味ではもちろんありませんので。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) ただいま町長に具体的なお答えをいただいて、安心しているところでありますが、実は私、1人ならず何人かから、入居者及び入居者の家族から、これまでにこの件について相談を受けました。私は何回かこの件について、町長の答弁は先ほども言ったようにぶれていないと、そういうことはあり得ないという答弁をしたのですが、先ほども言いましたように末端まで、町長の思いが伝わっているのかどうかとなったら、ちょっと残念なところがあったのではないかと、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次期介護保険事業計画についての最後の質問になりますが、次期計画期間における第1号被保険者の介護保険料について伺います。

現行計画における保険料の基準額は、月額5,700円ですが、収入によって9段階に区分されており、最も高い方では月額9,690円になっております。来年度から3年間の保険料につきましても、これまでと同様に介護保険事業に係る3年間の総給付費の推計値から算出されるものでありますが、ちなみに前々期、平成24年度から平成26年度までが基準額は、月額3,300円でありました。そして前期、平成27年度から平成29年度は1,600円の大幅な引き上げで月額4,900円となり、さらに現在ですが、平成30年度からは800円引き上げられて月額5,700円ということであります。

当然、今の時点において、次期の具体的な金額をお答えいただくわけにはまいりませんが、平成27年度から今年度までの見込みの介護保険料及び支払基金交付金の歳入調定額と保険給付費並びに地域支援事業費、さらには介護給付費準備基金の推移を見ますと、収支が比較的安定した状態が続いていて、前々期計画時のような大幅な引き上げには至らないのではないかと思っておりますが、見込みというか、今時点での考えを伺いたいと思います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 第8期計画期間におけます第1号被保険者の保険料については、第7期計画の給付見込みよりも給付実績が低く推移していること、さらに介護給付費準備基金の状況から、議員お見込みのとおり、前々期計画時のような大幅な引き上げはないと、そのように考えていますが、第8期介護保険料の見込み額計算については、国の見える化システムによる将来推計が8月以降のスケジュールとなるため、今の時点ではあくまでもその見込みということであります。

また、先ほどの件でありますが、私の言ったのとまた違って、職員の対応が今の考え と私の言ったことと違っているとしたら、これは改めて職員の考え方等統一したいと思 いますので、遠慮なく御指示いただきたいと、そのように思っているところでありま す。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) 先ほどの質問の対応としましては、大変感謝申し上げます。よ ろしくお願いしたいと思います。

それで私に与えられた時間がほとんどなくなりましたので、今日予定していた質問の 2点目であります新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策についてお伺いします。

質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、昨日現在でありますが、お亡くなりになられました全国、これ日本だけでありますが、全国938名、これはクルーズ船の乗客も含めてでありますが、938名の方々にお悔やみを申し上げますとともに、今、なお入院加療中の同じく約2,000名の方々、そして休業要請等により大きな経済的損失を被られている皆様にお見舞いを申し上げます。

それで、この新型コロナウイルスの感染拡大につきまして、これは前の議員、お二人の議員も言及されておりましたが、3月議会定例会でも質問がされておりますので、私は緊急経済対策に取り組む考え方についてのみお伺いしたいと思います。

この新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済的な影響は、長期にわたることが予想されておりまして、ここまでは打撃の大きい飲食サービス業等への支援を行ってきておりますが、今後はほかの業態においても、例えば畜産業では飲用乳を中心とした消費の減退に伴う生産調整の懸念、それから食肉市場の下落、また林業においても町内の事業者は梱包材の素材販売が中心でありますから、自動車や機械類の輸出減少で、その需要が減ってくるのではないかと思っております。

したがいまして、今後の経済対策にも引き続き国の臨時地方交付金が充てられることになりますが、それだけではこの重大な危機を乗り越えられないなどと思っていないわけであります。もちろん交付金を最大限に活用することになりますが、それに加えて町独自の事業継続のための支援を拡充する必要があると思っております。

昨日の逐条の質疑で、国の第1次補正予算に対する町の地方交付金の配分額、町が3,912万2,000円で事業をやる配分をしておりました。これは昨日も申し上げましたが、非常にこれまでの国の補助金とは違った取扱いになっております。昨日も言いましたが、執行残を残さないような取扱いとか、それから一つお聞きしたいのは、普通国庫補助金の事業でありましたら、通常は4分の1程度の一般財源下で賄うことになりますが、この臨時地方交付金の場合は全てこれに充てられることになるのか、まずこれを一つお聞きいたしまして、もう一つ、所定の質問ちょっと内容変わっておりますが、時間がありませんのでお聞きしますが、この財源として長い間いろいろな方々が関わる中で蓄積してきた財政調整基金、まさにこのような事態にこそ充てて対処するのが常道だと思っております。

私は、緊縮財政を身上にしており、本来は経常収支の不足分を埋めるために基金を充

てることには賛同できませんが、このたびの事態これは災害でありますから、国とか北海道がと言っている場合ではないと思います。必要によっては、現行予算を組替えて、この支援に充てることも選択肢になると思いますし、また基金とは別に北海道市町村備荒資金組合に、出資金として積み立てられている12億2,000万円余りのうちの超過納付金、これは平成30年度決算の時点では9億円余りの残高を保有しておりましたが、これはこの出資金は運用の意味合いのある資産でありますから、これの一部を充てて支援の拡充を検討できないものかということであります。

併せまして、先ほどの質問、通告書では二つに分けておりましたが、二つ併せて今お聞きしましたが、これを最後の質問といたしまして、最後に今回のこれは災いでありまして、表現が適切でないかもしれませんが、この災いを転じて福となすではありませんが、例えばオンライン学習とか、飲食店のデリバリによるタクシーの利用、これら今後将来的に取り組むであろう事業を先取りして取り組めるということで、プラスに考える部分もあるのではないかと、そのように考えておりますので、併せて町長の考えを伺います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 議員に事前に通知のことが二つあって、それで今、全部答えるといったら時間がないので、とりあえず私の判断でちょっと二つまとめてお話したいなと思うのですが、まず先にこれからいろいろな意味で詳細が示されることでございますが、これまでの通知では国庫補助対応分は交付金は同額とされてるものと、そのように認識をしているところであります。

それではスピードアップで行きたいと思うのですが、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金に関しましては、新型のコロナウイルス臨時経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対しまして、国が交付金を交付することによりまして、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的としております。

あと、昨日の予算にものっけたことや何かもありますが、そこら辺も省きまして、あと備荒資金等々ございますが、これからどうなっていくか、まだ先はかなり見えないものが多分にあります。だけれども、間違いなくこれにおける経済的な影響は大変大きくて、また、今、言ったように長期にわたることが予想されます。現在、短期的な影響は現れておりますが、今後、各業界にどのような影響が発生するか、しっかりと注視して対応する必要があると、そのように考えております。現在のところ、国・道の支援に一部町も議会の御理解をいただき、経済的対策を施したところであります。今後、喫緊の支援が必要な場合、また、各種団体からの要望があれば、議会皆さんと相談しながら対応したいと、そのようなことを考えております。

問題は、今後、さらに長期化して、国・道の支援が手薄になってきたときに、来年以降のことも含めて資金の調達が難しくなってきたときには、議員おっしゃるように、備荒資金も財源として考えていく必要があるのではないのかなと、現時点ではそのように考えているところであります。

- ○議長(本田 学君) 3番久保議員。
- ○3番(久保広幸君) 質問は、以上で終わらせていただきます。

これまでなかなか触れられてこなかった備荒資金、基金は当然目的がありますから、 目的を外れて使用するというのは難しいと思いますが、この備荒資金は先ほど言いましたように、ある面運用だろうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

このたびのこれは災害でありますが、まさに青天の霹靂で、誰も想定し得なかったことだと思います。だからこそ、この極めて困難な時代を乗り越えられれば、めり張りのある行政となり、その結果が小さなまちであってもきらりと光るまちということになるのではないかと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(本田 学君) 2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時24分 再開 午後 2時38分

- ○議長(本田 学君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) それでは、私の一般質問を行わさせていただきます。

事前に通告しているとおりの話で、記載されているお手元の順番でいきたいと思いますけれども、大きく今回、町民の健康増進への取組について伺うという1件です。あと細かく5点に分けて、大枠的に5点に分けております。そういった意味で質問していきたいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願いします。

今ほど全世界でコロナ禍、いわゆる先ほども議員が言っていましたけれども、コロナの災難による国民一人一人の健康がいかに大切なことかと、今回のコロナ禍で思い起こされました。私は、今回の一般質問で健康についてのテーマですが、一口に健康といっても幅広く多岐にわたります。私は、先ほども言いましたように、5点について通告していますので、よろしくお願いします。

I点目の早期発見、早期治療から発症予防、重症化予防というふうに通告しているのですけれども、このことについては町長が令和2年の行政執行方針の中で、保健事業で書かれておりますいわゆる特定健診の受診率が2018年度、71%を若干超えておりますけれども、これは全道で3位、そして3年連続で十勝で1位の記録であります。こういうことで特定健診を充実させることによって、早期発見、早期治療につながると努めていきたいというふうに、町長は行政方針の中で述べられております。

このことについて、私は非常にすばらしいことだと思います。特定健診の受診率を10%上げると、例えばニセコ町では受診率10%上げたことによって、400万円の医療費が削減されたと書かれているものを見たのですけれども、当町もかなりの医療費が少なくなったと思われます。こういうことを考えると、特定健診というのは非常に大事なことであり、今後も決して全道1とかそういうふうに目指すことでもないけれども、それぐらいの気力で受診率をアップすることによって、町民の健康、ましては受診料の費用が少なくなるということを常に思って取り組んでほしいと思います。

このことについては、受診の向上がいかにして上がったのかというのについては、平成30年度の紹介事例で、北海道厚生局健康福祉部保険年金課で評価されております。 そういう中においての形で、細かく5点ほどこのことの件については書いてありますけれども、これをすることによって現実のアップにつながるというような、さらなるアップになるということをお願いしていきたいと思います。

そういう意味で、特定健診のそれらの受診率アップについては、国保だけでなく、社会保険(協会けんぽ)も対象に指導してはと。これは特定健診の聞き取りをしたときには、国保がメインで、あるいは関寛斉診療所、あるいはJAの協力によって社会保険の方も若干おられるという形ですけれども、全町民的に考えるといわゆる社会保険(協会けんぽ)も含めた特定健診をすることが、町民全体の健康につながるのだなということで、今現在、していない面について取り組みを今後、いわゆる全町民の各検診のデータを一括して、先ほど言った点もフォローしながら、国保だけでなくてやることがいいのではないかということを 3 点目に書いてあるわけなのですけれども、そういうことの 1 点、3 点までについての町長の今までの私の質問に対しての御答弁をお願いいたします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) それでは、3点についてお答えしたいと思います。

まず、特定健診のさらなる受診率のアップへということでございますが、特定健診は個人の健康づくりはもちろんですが、医療費を抑制・削減するためにも受診率維持・向上は、これは毎年の課題になっております。また、保険者努力支援制度においても特定健診の受診率は、加点が高くつく項目であるため、交付金を獲得できる大事な事業であります。検診を受けていただくために、毎年、検診の申込みのない方に対しまして、保健師また栄養士が訪問し、その必要性を伝える活動を行っておりますし、国保診療所の医師にも御協力いただき、患者さんに検診・受診を促していただいたり、診療のデータ受領や町外医療機関の個別検診の委託を行うなど、検診・受診の方法を多角的に用意して、受診率を維持向上させる努力をしているところであり、今後もこの方法を継続してやっていこうという考えであります。

本年度につきましては、コロナの関係があって受診率にどう影響が出るのか、これは 計り知ることができませんが、集団検診につきましては、感染予防に注意して実施する 予定であります。高血圧、また糖尿病などの基礎疾患を予防したり、悪化させないこと が新型コロナに罹患しない、また悪化しないことにつながるため、こんな時こそぜひ余病を引き起こさないように、検診で自身の健康状況を確認・管理してほしいと、そのように思っております。

次に、2点目でありますが、国保だけでなくて社会保険(協会けんぽ)のほう、これも 対象に指導してはということであります。

平成20年施行の高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、特定健診の実施主体が各医療保険者と代わりました。これは冒頭申し上げた医療費の抑制削減のためには、受診率の向上と特定保健指導が重要であることを各医療保険者自らが意識し、自らの責任において取り組みを行う必要があるということから動き出したものです。このことから町としては、陸別町国保加入者を対象に実施しております。とはいえ、国保加入者以外であっても本人が相談に訪れた場合は、国保加入者同様の保健指導を現在行っているところであります。

次に、3点目でありますが、全町民のデータを一括管理することについてはということでございます。

特定健診につきましては、さきに述べた理由と個人情報の保護もあり、検診データを 手に入れることはできません。がん検診につきましても各保険者で、健康診断などの際 に受けていると思われますが、個人情報なのでまちが自動的に検診の情報を入手できる すべはなく、現行の体制と法律ではできるものではないということを御理解いただきた いと、そのように思っています。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 私、2点目の国保だけでなく社会保険の形も対象にすべきとい うことは、先ほど受診率が71%という話、これは町長の行政報告でも出されています けれども、この社会保険や協会けんぽを入れると分母が変わりますよね。だから、特定 健診の形ということの中で、全体的な町民の2,300人ですか、陸別は、今はちょっと 超える。そういった形でいくのと、国保の場合は六百何人かだったと思うのですね。で すから、社会保険を入れると分母が変わるので、全体から見ると決して71%というの は高い、あくまでも国保の場合で見ると、すばらしい結果ですけれども、全体的町民か ら見ると健康の保険には余り影響がないということは言えませんけれども、そういうこ とも手がけた形で取り組むことがいいのではないかと、私は思って質問しているわけな のですけれども、今、町長の答弁の中で国保の場合以外についての保険対応では、個人 の情報というか、いわゆる得られないと。これはあくまでも個人の問題ですから、個人 が例えば病院に社会保険かかっている人が、お医者さんに、「あなた、ちゃんと特定健 診を受けてみたらは」という促しの中で、承諾書をもらえればいいと思うのですよね。 そういう特定に私も入れてもらえるようにお願いしますと、そういってデータを蓄積し てくださいという形をとれば、決して個人の秘密云々にはならないと思うので、その辺 はいわゆる社会保険の商工会とか、あるいは各事業所ありますよね、厚生施設、福祉法 人とか、あるいは各林業界の事業とか、ああいう人たちは国保に入っていませんので、そういった人たちの中で陸別はちゃんと検診の費用も負担していますので、そういうことで受けれるようにということを本人の承諾を得ながらやれば、僕は決して個人の秘密・情報がどうのこうのにはならない。あくまでも本人の意思ですけれども、それを得られればということなのですけれども、そういう形をとって陸別の2,300人の健康をきちっとフォローしていくということが必要だと思って質問しているのですけれども、その点についてはどうですか。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 制度的なこと、先ほど私申し上げましたが、制度改正になって それぞれの保険者にやっぱりデータ行くようになっていまして、それをやり取りすると いうのはできない状況であります。しかしながら、受診率が例えばたくさん受診していただけたら、本当それはすばらしいことなのですけれども、基本はそのことに対して内容的に本人がきちっと、自分こういうところが悪かったら、こういうものをしっかり治していかなければならないということを医療機関とともに努力して、健康増進していかなければならないということでありますので、先ほど申し上げましたが、データ、保険者へ行っても本人が、私、ここでこういう結果出て、こうなのだけれどもと相談に来たときは、先ほども話ししたとおり、一生懸命国保と同じように対応して、指導等していけるということは間違いがございません。

ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、健診というのは事業者がやるのではなくて、例えば保険者、国保なら国保の、あと、組合けんぽなど先ほど言った協会けんぽなど、または共済もありますので、それはまた別々の段階でやるということになっていますので、それはそこに情報が行くから、それはこちらも崩せない。情報をお互いにやり取りも、恐らく調べますけれども、できないのではないかなと思います。

ただ、先ほど言ったように、あくまでも検診受けるだけではなくて、自分で健康増進 していかなければならないという意識を持ってもらって、相談に来ていただければ同じ ような対応でできると、そういうことを先ほど申し上げたところであります。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) もうちょっとそこの壁を取り除いてほしいのですよね。というのは、結局、国民一人一人が自分の健康を守るというのは、健康増進法に基づいてされる中で、そういう壁があるということは矛盾していると思うのですよ。だから、あくまでも個人の秘密というのは、それは分かります。情報ですから、個人のね。だけれども、それを本人の承諾をもらいながら、保険業務に国保と同じように包括してやっていけば、町民全体の健康がフォローされると。私、先ほども言ったように、特定健診というのはがんとかそういうものですね、それを事前に早期発見、早期治療と、それから重症化を防ぐと、それから発症予防という保健業務に今変わってきております。

そういった意味で、今、言った情報を得ることによって、いわゆる簡単に言えば先ほ

ども町長言ったように診療費の削減にもなると、これは必ずしも国保だけでなくて、いろいろほかの協会けんぽとかそういうものだと思います。ましてや最終的には、病気というのは本人が守るという姿勢をきちっと分かってもらう上での形を説明していけば、僕は承諾取れて、そういう情報を総括してやれるのではないかなと思いますので、その辺の壁を簡単に言えば、町民全体の健康を守るために御協力くださいと言えば、特定健診をすることによって先ほど言った早期治療、早期発見、あるいは発症予防なり、重症化予防につながると思いますので、その辺を僕もデータいろいろ取り寄せて見ているのですけれども、いずれにしてもそういう包括的なことをやっているとこというのはないので、陸別の2,300人のこういう小さなまちでやることに、気さえ起こればできると思いますので、その辺についての町長の決意一つだと、私は思っていますのでもう一度お願いします。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 人口規模もちょうどそこら辺の把握のしやすいということでしょうから、そこら辺十分に分かります。議員おっしゃるそういう壁等々の調査もいろいる、これからもしていきたいと、そのように思っています。行き着くとこは同じとこなので、それに向かって調査・研究していきたいと考えているところであります。
- ○議長(本田 学君) 4番谷議員。
- ○4番(谷 郁司君) そのような方向で、いろいろなハードルはあろうかと思いますけれども、そういうものを取り組んで、先ほども言いましたように陸別の健康増進のために、町長自身の手腕を発揮してほしいと思います。

4点目の健康教室、そのために健康教室の開催強化ということなのですけれども、星に手が届く保健活動という冊子をいただいているわけなのですけれども、それを見ますと、その指導というか、いろいろ教育ですね、健康教育について見ていますと、上トマムの老人クラブに3回ほど行って、あと関のアカシヤにも行っていると、アカシヤ会、そういうようなことと合わせて、どうしても特定健診とかそういうものを高めるためには、保健師さんたちに御協力を願わなければならないのですけれども、各自治会の会合ですね、その中でいついつあるといったら、15分でもいいからお邪魔して健康のことについてお話させてくださいみたいな話で行くと、また、そこで聞いた町民の方・住民の方が特定健診を受けたりしていく可能性があると思うのですけれども、この健康教室の開催強化については、当然、保健師の過重な労働になろうかと思うのです。

というのは、町内会の自治会が必ずしも昼間だけ開催するのではなくて、夜もなります。と思います。そういったところにお邪魔して、そういう話をするとなれば、保健師が今現在3人います。そして管理栄養士が1人、このスタッフで保健業務というか、健康を守るとりでになっておりますけれども、当然、そういうことを広げていけば、先ほど言ったもちろん社会保険や協会けんぽのデータも、もし取り寄せるとなれば今のスタッフでは足りないと思います。そういった意味からいくと、増員ということを考えた

上で、健康を目指すまちということをひとつ考えていただけませんか、その辺について 町長の考えを伺います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) まず、健康教室の開催等々のお話ですが、当町では以前、健康教室を開いていた時期もありますが、皆さんそれぞれ持っている体の特徴、例えばメタボの人だとか、痩せて糖尿病とか高血圧など種類が違うので、一律に集まって健康教室を開催すること自体が、なかなか難しくなってきているというのも事実であります。このため個別指導で、その人に合ったオーダーメードの指導を行うこと、また、熱中症や減塩対策など大衆に当てはまる部分が多い健康課題については、健康教育をしていくこととしたいなと、そのように思っています。

ただ、先ほどからも話ししているように、コロナを契機として大勢が集まることというのは、今、なかなか推奨されない時世となりました。町としては、住民に健康に関する情報が正しく伝わり、それぞれが自分が何に気をつけなければならないのか、それを指導できればそれが一番よいことと、そのように思っております。健康教室は、その手段の中の一つであり、必須なものというふうなものとは考えてはおりません。

そして、次に保健師等増員したらどうかと、スタッフの増員についてどうかということでございますが、当町の行政機構上、保健指導担当には保健師が3名、管理栄養士が1名、一般事務職1名の5名を配置しております。また、地域包括支援センターにも保健1名を配置しているところであります。

現在、喜ばしいことに、このうち保健師・事務職員の2名が産体に入っているという 状況でありますが、産休交代の保健師につきましては、当初予算に計上し、議決をいた だいたところであります。当町では、現在、先ほどもお話ししました97名の職員のう ち、37名が専門職でありまして、管理職も含めた実質の事務職は60名で、少人数と いう状況でもありますので、現在のところ増員については考えておりません。

なお、検診等の事業の際には、保健福祉センターや町民課の一部職員、臨時の看護師等も従事して、協力して行っているというところであります。

以上であります。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 私的には、人を増やせばいいというものでもないけれども、先ほど言った業務が各保険のけんぽ保険、あるいは協会保険とかそういうのであったり、あるいはそういう住民のところに行って、いろいろ健康の問題について話をするとなれば、やはりオーバーワークになるということを考えると、増員して、そういう対応することによって町民の健康が保たれるのでないかということで私言っているのですけれども、今の保健師たち、あるいは管理栄養士たちがすばらしいと思うのですよね。

というのは、毎回、広報の中に健康コーナーという記事が載っております。これは専 門的な感覚の中で書かれていることで、町民がこれを十分に読み解けば、かなり健康に も促せるそういう意味あるものだと。私自身も恥ずかしながら、今回、こういう健康の問題について考えたときに、こういうふうな重要な記事があるのだなということが分かりました。今月の5月号の中で263号まで連載でずっと出ている、それは保健師さんたちの専門的な知識の中を記事化しているということですね。そういった意味で、こういう記事を書く上でも相当な、ただ自分の頭の中で描いたものではなくて、いろいろな資料を調べながら保健師さんたちが書いているのだなというふうに分かります。

そういった意味からいくと、こういうことも含めた形で保健業務をすることによって、今、町長が言ったように町全体の職員の定数の中では難しいとは言うけれども、先ほどから言っています。結局、陸別の保健業務を健康を保った陸別と、決してそういうことを今から望むこともないかもしれないけれども、日本一健康なまちということも一つの方法を考えたときには、僕は決して保健師を増やすことによってのいわゆる職員の給与というのですか、そういった面からいくと、健康に変え難い費用対効果があるのではないかと思います。そういった意味で、保健師を増やすことを考えて、町民全体のそして健康を損なうと、もちろん最終的には自己責任とは言うけれども、やっぱり苦しむのは本人ですから、そういった意味合いからいくと少しでも先ほど言ったような早期発見、早期治療やら重症化に結びつかないようなそういう保健業務にすることによって、快適な人生を送れる町民が増えるということを考えたときに、決して保健師に払う賃金が高いとか安いの問題ではないということを十分理解してほしいと思うのですけれども、その辺について、町長のさらなる受診率を、特定ね、広げることによってさらなる陸別町の健康を増進するのだという一つの目標は、どうですか、町長、持ってくれませんか。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 先ほど、記事の件でお褒めいただきまして、誠にありがとうございます。担当も大変喜ぶのではないのかと、短い文書でも議員おっしゃったように、かなり調べていろいろなことを書いているということを理解していただけて、大変ありがたいなというふうに思います。

健康増進のまちづくりというふうに、私も公約の中でもうたっておりますし、それは常日頃、頭にあります。しかしながら、働き改革等、これから真剣にもちろんそこら辺も考えていかなければなりませんが、なお一層無理をしない極端な範囲でなく、効率のいい動きで人を増やさなくてもできれば1番でありますので、そこら辺もう一度ちょっと見直してみて、そしてまた進んでいく段階で一応そこら辺、また検証し直してどうかなと、こう振り返ってみていくことが必要でないのかなと、そらのように思っております。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 私、別にそういう自慢的なものでないけれども、保健師が書いた記事についてすばらしいと言ったら、お褒めって、私が褒めなくても基本的にはそう

いう役目柄でやったことだと思いますけれども、僕は本当にすばらしい。僕もずっと記事を1年分ぐらい集めてみたのですけれども、専門的な言葉があって、また分かりやすく書かれているということは、再度、評価的には物すごいいいものだなと思っています。そういった意味を考えると、やっぱりそれの苦労に報うだけの町民一人一人が健康を、この記事を見て守っていただくということが一つの成果品だとも思いますので、その辺今後やっぱり保健師さんたちの苦労をまた励ましながら、進めていってもらいたいなと私思っています。

そういった意味で、今、町長が言ったような方向でもし考えるところがあるのであれば、公約にもそういうふうにしているのであれば、当然、一つ目指すところを決めてやっていってほしいなと、私、思います。もう一度、その辺について町長の考え伺います。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) もう一度言わなくても、大体お分かりいただけたのではないのかなと思っております。

先ほどのことに関しまして、特定健診の受診率の高いことは、これは本当に喜ばしいことでありまして、いい成績出したたびに私も報告申し上げているのですが、実はその中で先ほど私も言ったのですけれども、特定健診が高ければということはもちろんいいことですが、自分でそれぞれ町民一人一人が感じて、そしてしかるべきとこに相談して、いい健康に持っていくというのが1番であります。

実は本町、今、専門家から来たのですが、メタボの方が多いというデータがあります。何より若いうちからの正しいこれは食生活、また運動習慣をつけていただき、丈夫な体をつくっていただきたいと、そのように思っています。検診したから、そのまま健康になるというものではございませんので、指導して改善することがありますが、そもそも本人の体が健全でなければ、やる気もなければ指導の効果が上がらないということもありますので、そこら辺もお含みおきいただきたいなというふうに思います。

受診勧奨でございますが、これは集団にということではなくて、個別に進めて行っているところであります。今は多くの人を集める健康教室というよりは、個別指導で行っているところでありますので、よりきめ細かな対応していこうと、そのように考えているところであります。

また、遡りますが、先ほどの社会保険の方々もデータを、受けられたデータを持ってきて相談に来ていただければ、同じように親身になって相談をしていくというその体制はできておりますので、これからも町民の皆さんに知らしめていきたいと、そのように思っています。

- ○議長(本田 学君) 4番谷議員。
- ○4番(谷 郁司君) 少しずつ陸別の健康増進のために、そういう取り組みを進めていくことが大事だと、一遍に進むわけではございませんので、今、町長言ったようなそ

ういうデータも取り寄せながらやっていると。少しずつ前向きなのかなと思いますので、先ほどから言っております町民全体の健康を守ると、そういった意味で。

それから、町長が言っている、次の題にも入ろうかと思うのですけれども、メタボリの関係とか、先ほども冒頭に言いましたように、健康といってもいろいろな障がい的なものがあります。決して今言ったメタボリや糖尿や肺がんとか、そういうものではないけれども、そういうものを一つずつ克服することによって、町民全体が健康になると。そういった意味で、私が知っているところによりますと、平成14年に栄養改善法から健康増進法というふうに変えられて、受動喫煙については平成30年から施行されているのですけれども、この健康増進法に基づくと国民に責務があると。それは先ほど言ったように、人任せでなくて健康な生活習慣を重要視し、関心と理解を深め、生涯にわたり自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める。これは健康増進法に基づいて、いわゆる国民一人一人、それからあと国並びに地方公共団体、いわゆる自治体ですね、そういったものと。それから、健康増進事業実施者、いわゆる事業者、働く人たちの会社の責任とかそういうものを、この健康増進法に掲げられいてるわけですね。

そういった意味でいくと、あくまでも病気そのもの自身は自己責任もあるけれども、 国全体、あるいは自治体、あるいは事業主、あるいはもちろん責務の中に国民も入って いると。そういった意味での重要なやっぱりこの法律がある中で、一人一人が健康を守 る、そういった姿勢というの、自覚をするということ大事だということで書いてありま すので、今、町長が言われたそういう点も含めて、一人一人にそういう教宣というか、 教育宣伝するというか、自覚させるということは大事だと思いますので、先ほどから 言っているそういった特定健康診断をやるというのは、一つの手段でありますけれど も、いろいろな形の進め方というのはあるということを、私、話ししておきたく、次に 移っていきたいと思います。

通告の2番目に移りたいのですけれども、生活習慣病で特に糖尿病から人工透析への 移行防止について。

これは今までも言ったような形で健康増進法にもありますけれども、これも先ほど言った星に手が届くまちの保健活動の中にも、そういうことをきちっと書かれております。そういった面ではすばらしいのですけれども、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの遂行ということで、人工透析に移行することを防止すると。そういった意味で当町は3月の予算、令和2年の予算の中で透析を受けているのは7人というふうに理解したわけなのですけれども、僕が議員になって復活のというか、思い出してやり始めてから改めて5年目になるのですけれども、その前は透析受けたのは3人ぐらいだったと思うのですね、その当時。

それが今7人ということは、倍になっているということは、いわゆる糖尿病から来る 人工透析の人数が多いと、そういったように理解するわけなのですけれども、そういっ たことを考えると、これ以上増やさないという形をとらなければならないと思いますの で、この辺についての今後の防止策について、町長の考え伺いたいと思います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 生活習慣病で、特に糖尿病から人工透析の移行阻止強化についてでありますが、先ほどから言っておりますように、特定健診多くの方に受診していただければ、糖尿病の発症予防・重症化予防について指導することができます。さらに、陸別町糖尿病性腎症重症化予防プログラム、これは平成29年3月31日策定という経過がありますが、これに基づきまして糖尿病を放置している医療未受検者、受診中断者や治療中で血糖コントロール不良者を指導し、糖尿病性腎症から来る人工透析移行阻止に取り組んでいるところであります。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

〇4番(谷 郁司君) この糖尿病に関しては、先ほどいって、町長自身も一応陸別町のトップとして、保健業務が私的に評価した面について、大変うれしいということの話なのですけれども、その中での健康コーナーの 244に世界の糖尿病デーというのが記事的にあるのですよね。それを見てみますと、大体全国で見ると糖尿病患者と言われる人たちは、人口の 7.5% ぐらいになると、それとまた近いような人たち入れると 15% ぐらいになるというふうに、人口のね。だからそういったものから試算していきますと、陸別においては 2,350人と見て、7.5% で 170人の方が糖尿的な患者さんになろうかと。

そういった意味で、今言ったらしきも含めると、これは350人ぐらいになる、そういった経過の中で先ほど言った人工透析の一つの予備軍だと思うのですよね。だからそういった意味でいくと、かなりさっき町長が言ったメタボリというのも糖尿の一歩手前ですので、そういったようなことを考えると、この問題について十分取り組んで、先ほども言ったように今現在7人ですけれども、それ以上透析に行かないのだという指導は必要だと思うのですけれども、その辺についてどうですか。もちろん専門的な形で取り組む、いわゆる関寛斉診療所のお医者さんも含めてだと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 糖尿病というのは、余りその自覚症状がなくて、ただ、やっぱりそういうふうに移行していく重大な病気だと認識しております。保健師等とも診療所にしても、一生懸命そこら辺はできることはやるのですが、一番基本というのはあくまでも個人の考えというか、気持ちがやっぱり一番だと思うので、そこら辺は先ほどの健康増進ではございませんが、いろいろな意味で啓蒙していく必要があるのではないかなと、患者を増やさないためにもそのように考えています。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) そういった意味で、先ほども町長の答弁の中に自覚症状が出ないこの病気というのは、やはり専門的な、もちろん検査機器とかそういうものも必要だ

し、また、豊富な知識を持った先ほど紹介したような保健師さんやあるいは管理栄養士のそういう指導のもとで、先ほどの一番先に通告しておりますように、いわゆる重症化しないと、発症予防を進めるということを大前提にしたときに、これをきちっと進めることが予防につながると思いますので、十分、ドクターのやっぱり見た目ですぐ分かるものもあるけれども、そうでないドクターの中で検診をきちっとして、データを見ながら診療もするということが、そういう連携が大事だと思うのですよね。

だから、そういった意味でぜひ協会けんぽとか社会保険、その他や国保以外の人たちを簡単に言えば、社会保険とかそういうのは60歳で会社やめて社会保険から国保に移ってきますよね、多分、やめたときに。だからそうなってきて、そのときに、「あなた、糖尿病的重症化ですよ」といったって、それまで指導を受けてなかったら、やっぱり国保のほうにそういうものが移行されてくるということを考えると、その以前に、先ほども何回も言うように、いろいろな形の健康保険関係のデータを集積することによって、これは必ずしも町民がそこで移行するわけでなくて、ほかの町村からも来るかもしれないけれども、そういうデータを集めることによって、より健康的なものが掌握できるということを私願って、先ほどからそういうことを言っているわけなので、やはり国保だけに、あるいは75歳になると高齢者医療関係に移行していくという、日本の医療関係の保険というのは複雑な形で、果たして本当に国民の先ほど言った健康増進法に基づいてやる気あるのかなと思うぐらいな形ですけれども、少なくとも法律ができている以上、それに従う形というのは大事だと思うので、自治体として、自治体の首長としても町民の健康を守る上で、この辺を取り組んでいってほしいなと思います。

いずれにしても何回も私も理解しております。個人の自己責任だと。だけれども、 やっぱり自分で分からない、自覚症状出ないものについては、きちっとしたデータに基 づいてやっていくということ大事だと思う。

それでは、時間的な問題もありますので、3点目の先ほども言った健康増進法による「望まない喫煙防止」として設置されている町内の喫煙所の利用改善策についてということで通告しているわけなのですけれども、私も町内の道の駅と、それから役場庁舎のところにあります喫煙所を見させていただきました。その中で、これも健康コーナーで第262号ですか、今年の5月に、5月31日は世界禁煙デーということで、これについては、たばこを飲むことについては、健康コーナーでも味や香りを楽しむ嗜好品の一つですと、たばこは。あくまでも個人的な問題だというふうに、ここでも書かれているけれども、健康の問題ではそれは一人一人に影響を及ぼすという記事でなっておりますけれども、そういった形を進める中で喫煙所を見ると、喫煙所と書かれて、英語でスモーキングエリアというのかな、そういうふうに書かれているけれども、今はコロナの関係で中国とか外国人が来ていませんけれども、そういう人たちが出入りするということを考えると、その中でも嗜好品ですので、外国人でも吸います。そういった意味で喫煙所を利用するという観点からいくと、多言語の表示は当然すべきだと思います。

それで、僕も駅のところへ行ったのですけれども、道の駅の玄関に、喫煙所はここにありますということで、A4ぐらいの大きさの紙に書かれています。案内所みたいに。庁舎の場合は、陸別の庁舎の玄関見たときに、喫煙所はどこですというのは書いていません。そういった意味からいくと、そういう案内はきちっとして、吸う人は吸う人で分煙するという形をとることが必要でないかと思いますので、この案内所をきちっとすると。

それから、事業所で農協にもあります。喫煙所。別に設けております。そういったとこも、ここは喫煙所と書いてあるけれども、先ほど言った健康コーナーの中では、きちっとした標示のマークがあります。そういうものも標示しながら、利用できるものは利用していってほしいなと思うのですけれども、その辺についての管理は、する考えはどうですか。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) まず、役場庁舎敷地につきましては、現在、案内標示は特に議員おっしゃるように行っておりません。現状では、来庁者及び職員の利用でありまして、必要に応じて職員が案内している状況であります。20歳未満の入室禁止の標示につきましても、現時点では標記しておりません。正面玄関や裏玄関、タウンホールの入り口などに案内標示を設置するほか、20歳未満の入室禁止の標示についてはぜひ実施していきたいと、そのように考えています。

また、道の駅に設置している喫煙所の状況につきましては、案内標示については正面の自動ドアに、日本語による案内図を掲示しております。喫煙所は、多くの利用者に適正に利用されておりますが、少数ではありますが、敷地内に吸い殻のポイ捨てをする方もおります。設置場所が分からないという方もおりますので、より分かりやすい標示を実施して、利用改善を目指していきたいと、そのように考えております。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) あくまでもこれも健康増進法に基づいて、第5条で喫煙の問題については取り上げています。そういった意味から考えると、あくまでも個人の嗜好品ですから、コーヒーを飲むのと同じような感覚で処理されようとしているのが事実であります。そういった意味で健康に及ぼすというのは、何でもそうですけれども、何ぼおいしいものや、栄養のあるものでも取りすぎるとだめだと、健康に害を及ぼすという観点から、いろいろな形で自粛してもらう面については自粛してもらう、そういった分かりやすい形というのは、今、町長が答弁されたようにきちっと標示もしていくということで、町内の喫煙による健康を守る、そういうエリアというのをきちっとしてほしいと思います。

そういうことから、2項目で喫煙所内に健康の啓蒙の場の掲示板活用ということで通告しているですけれども、これは先ほど言っています広報紙の健康コーナーの記事、僕も喫煙室に行ってみました。本当に隔離された部屋みたいな感じで殺風景というか、も

ちろん煙を集積するのかな、それのテーブルが真ん中にあってというのですけれども、 壁等については普通の部屋というか、ボックスですね、そういうコーナーだ。だけれど も、あの壁を利用して健康の簡単に言えば喫煙所は、たばこ吸う人は、あとは自己責任 ですよというのではなくて、健康についての掲示板的なエリアにしたらいいのではない かなと。

そういった意味で、先ほどから紹介しております健康コーナーの記事をあの中に掲載して、吸うなとは言わないけれども、健康については十分注意してほしいよという意味を込めて、掲載したほうがいいのではないかと。私は、今まで263回も記事、僕はなるほどこういうような健康に対する記事というのはすばらしいなと。何回も言いますけれども、そういったものがありますので、それを広報で一月一月回すだけで終わらせないように、そういうところに掲示することによって健康増進につながる、そういう場所にしてもほしいと思うのですけれども、その辺どうですか、町長。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 既にたばこの煙によって害をもたらすということは、喫煙者の皆さんも重々御存じでないのかなと、そういうふうに思っていますし、また、喫煙する権利というのもやっぱりこれもある程度というか、認めなければならないなということは基本にあります。

御指摘の広報紙、また検診カレンダー、これは町民向けに作成して全戸配布して、町 民の皆さんに周知してもらっているというものでありますので、喫煙所内での掲示の必 要性は、私はちょっと低いのかなと、そのように考えています。

また、たばこの害の啓蒙資材として健康被害等分かりやすいものがあれば、喫煙所内への掲示を、目につくように掲示を検討していきたいと、そんなようなことを最近思っております。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 今、町長が言ったように専門的な知識というか、言葉遣い一つにしてもたばこを飲むのをやめなさいではなくて、健康に対する促しというのも必要なので、そういう面でもし専門家が、俗に言う今コロナの関係で専門家専門家と言っていますけれども、僕は保健師たちは専門家だと思うのです。そういった人たちの意見を聞いて、そういうものが標示できるような形をぜひとってほしいと思います。

肺がんの関係が、たばこを飲むことによって移行するということが言われているのですけれども、全ての人がなるわけではないけれども、必ずヘリカルCT検診を飲んでいる人は受けたほうがいいよという促しぐらいは、その喫煙所の中で促したほうがいいと思うのですね。早期発見、早期治療、あるいは重症化しないまでなると思いますので、そういった記事化は、僕は専門家ではないのでどういう言葉で書いたらいいか分かりませんけれども、優秀なスタッフのそういうことを聞きながら、受診を促す、検診をする、そういうことによって喫煙による障がいというのをステージ的なものも話、的なも

のを書いたほうが僕はいいと思いますので、その辺について専門家の人たちと相談の上で、やってもらえることを願いたいと思うが、どうですか。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) 議員も一番大事なのは、健康だということでの今までの御質問だと思いますので、ただ、私も言いましたように、喫煙する側にも権利は十分ありますので、そこら辺も十分参考にして嫌みのない専門的なものであれば、考えてみることもあるのかなと、そのようなことを考えています。
- ○議長(本田 学君) 4番谷議員。
- ○4番(谷 郁司君) そういうことを一つずつ積み重ねることによって、当町の健康 増進につながろうかと思いますけれども、これは決して町長の考え方一つでできるかで きないかなのですけれども、あとのほうにありますいわゆるほかの町村を見てみます と、この健康増進に関して、健康づくりの推進条例とか要綱とか、あるいはそういうよ うなものの類いのものが十勝管内でも二、三か所あります。

そういった意味で、まず健康な陸別町宣言というのをした上で、それもしなくてもいいのですけれども、陸別町健康づくり推進条例とか要綱とか、そういったものを進めながら一つずつ町民に協力してもらえるという形をとる方向の考えはどうですか。

- ○議長(本田 学君) 野尻町長。
- ○町長(野尻秀隆君) まず、当町では2015年に発足しました健保連や経済団体、あと連合、日本医師会、全国知事会などで組織します日本健康会議の健康なまち職場づくり宣言に2018年度から参画しております。全国的な取り組みに参画しながら、自町の保健事業などに取り組んでおりますので、現在のところ町単独での宣言と、そのような考えは今のところ持っておりません。

健康づくり推進条例につきましては、余り制定している自治体そんなに多くはないと思いますが、担当がちょっと調べていただきました大阪府では、健康づくり推進条例制定しているのですが、じっくりと目を通してみました。なかなか複雑で、町民の皆さん読んでも分かりやすいのかな、ちょっと分かりづらいなという面もありまして、なかなか入っていきづらいと、そのように感じました。それらを含めて全体的なその意義、考え方、必要性含めまして、今後、研究していきたいと、そのように思っているところであります。

- ○議長(本田 学君) 4番谷議員。
- ○4番(谷 郁司君) ちょっとお言葉を返すようですけれども、私が資料としていただいておるのが、上士幌健康づくり推進協議会条例というのがあるのです。それから、鹿追の中には健康づくり推進協議会設置要綱というのがあります。あと、幕別にもあるというふうに聞いておりますけれども、それはちょっと入手していないのですけれども、管内でもそういうふうにやっておりますので、これを作ったからすぐ健康なまちということではないですけれども、一つの目標ですよね。そういった意味で、今、町長

言ったように健康宣言を全町村ですか、2018年、去年、おととしにやっていると言うけれども、それを一歩進めた形で一つの目標が決まったり、条例ができれば守る責務もあるので、こういうものについてやっぱり実行していくのに必要だと。ほかの町村に負けないでという言い方は、先ほどの受診率アップの問題でも十勝では1位だけれども、全道ではまだ3位だということからいくと、全道1を目指すというようなそういう目標も大事かと思いますので、ぜひその辺について取り組んでもらいたいと思います。

時間的な問題もありますので、この辺については今後、町長の行政手腕でお願いしたいと思います。

最後に、5点目でコロナ禍による、コロナ禍って先ほどさきの議員が言っておりますように、災害的な意味合いを持つと、災難というのですか、コロナ災害による学校休業による学童への健康影響調査をすることについてということで通告しているわけなのですけれども、午前中の二人の議員の中で細かく質問して、お答えも私も分かっております。そういった意味で、重複するわけにもいかないけれども、もう一度、教育長に学童の影響というの、健康ですか、決して今だけではなくてこういう問題というのは長引くし、子供の成長期の中においてもそういう影響を及ぼすと。そういったことを考えると、健康については十分後調査もしながらやっていくということをしていただくことを、教育長からの言葉をもう一度願いたいと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長(本田 学君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 今回、6月1日から学校が再開されたということで、再開後の学校ではやはり学習の遅れの解消が、どうしても注目されがちだというふうに思っておりますけれども、議員おっしゃるとおり、健康の影響というのがこれから物すごく本来は大切だと、心への対応も同じぐらい大切だというふうには思っております。実施するアンケート的な調査というのは、今、考えてはおりませんけれども、まずは学習に取り組むリズム、それから規則正しい生活のリズム、まずここを取り戻していかなければならないというふうに感じております。

既に、臨時休業中に分散登校ということで実施もしておりますけれども、今、再開に当たりまして各学校では、児童生徒の心身の健康状態だとか、それから学習状況の把握というのにも取り組んでいるところであります。幸いなことに実は5月分散登校しているところでありますけれども、小学校においては5月の20日と5月25日、これ週1回ずつの分散登校でありましたけれども、実はこの日にそれぞれ健康診断を実施しております。内科健診実施しております。昨日、中学校も健康診断、内科健診を実施しております。

医療的な立場からも、子供たちの健康状態をチェックさせていただいておりますので、それも加えて各学校で生活リズムの取り組み、これは各家庭の保護者にもお願いを しながら、学校と家庭と連携しながら子供の健康観察を見ていきまして、もし何かあれ ば素早く対応していきたいというふうに思っております。 以上です。

- ○議長(本田 学君) 4番谷議員。
- ○4番(谷 郁司君) 私、今回、健康ということで最後に教育現場にいって、全世界に広がったコロナ禍の影響ということで考えると、最終的にはこういう感染症、あるいは疫病、その他については、健康であるがゆえにそれを克服できるという、これは必ずしも物だけではなくて、精神的な問題も含めて取り組む必要があるということを痛感いたしましたので、今回通告したわけです。

そういった意味で、陸別町のみならず全道・全国・全世界の人たちがそういう、今までも歴史的に見るといろいろな感染症の中でされてきている中で、何万人にも犠牲にしたり、先ほどの議員でないですけれども、やっぱりそういう人の犠牲になった人たちも報うためにも、こういう健康というところが重要な防波堤になるので、いろいろな面で一つ一つ取り上げて考えていくことが重要だと思いますので、今後、健康については私も含めますけれども、もちろんここにいる人たち十分健康に留意されて、少しでも快適な人生を送る一つの一端になればと思いますので、よろしくお願いします。

私は、これにて一般質問終わりたいと思います。

○議長(本田 学君) これで、一般質問終わります。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(本田 学君) 日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75 条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(本田 学君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(本田 学君) これで、本日の会議を閉じます。 令和2年陸別町議会6月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時42分

以上、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員